

令和元年12月9日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総務課副課長 宗 雲 英 則	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農業委員会事務局長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年12月9日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	9番 寺崎太彦	1. 上峰町国民健康保険について 2. 地域振興について 3. 中心市街地再開発事業について
2	5番 田中静雄	1. 消防車格納庫の整備について 2. 三上北道路整備について 3. 公園の管理について 4. 空き家対策について
3	4番 吉田 豊	1. 中心市街地開発 2. 農業振興 3. 防災対策 4. インセンティブ事業 5. あおり運転対策 6. 学校給食
4	6番 原田 希	1. 公共施設整備について 2. 中心市街地活性化事業について 3. 消防団の充実について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、9番寺崎太彦君よりお願いいたします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。9番寺崎太彦です。令和元年の一番最後の議会ということで、また、一般質問1番目、トップバッターということで、後、皆さんが続かれますので、なるべくしっかり行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、ことしの10月に社会保障を維持するということで消費税が増税され、また2025年には、国民の3人に1人が65歳以上、また、5人に1人が75歳以上となり、社会保障の急増が予想されますので、質問事項1として、上峰町国民健康保険について、要旨1として、今後、医療費が増加すると予想されるが、医療費削減はどの様にしていくのかということを知りたいと思います。つきまして、これはなかなか理解しているようでなかなか理解しておりませんので、わかりやすく説明をお願いいたします。

続きまして、質問事項2、地域振興について、質問要旨1として、鎮西山の再整備は。

ことしの第1回の3月定例会に全く同じ質問をして、そのときは実施設計を発注しているということでしたので、今現在はどのようになっているかを知りたいと思います。

引き続き、質問要旨2、八藤丘陵遺跡の整備は。これも質問要旨1と同様、ことしの3月定例会に全く同じ質問をしておりますので、動きがありましたらよろしくお願いいたします。

それから質問要旨3、有害鳥獣対策は。今現在、上峰町、イノシシがかなり多く捕獲され、また、アライグマも急増しているということですので、どのような対策をとられているか、知りたいと思います。

引き続き、質問事項3、中心市街地再開発事業について、質問要旨1、事業の進捗は。

これはですね、町民、私もどげなふうになっとるやろうとか聞かれますけれども、なかなか答えに窮して、私どもも議員さんにおかれましても、新聞のほうが早く行っておるということですね、言われる範囲でですね、私どもに、議会にお知らせできていただければと思いますので、知りたいと思います。

以上、大きな事項3点聞いていきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、上峰町国民健康保険について、質問要旨、今後、医療費が増加すると予想されるが、医療費削減はどの様にしていくのか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。寺崎議員の質問事項1、上峰町国民健康保険について、要旨1、今後、医療費が増加すると予想されるが、医療費削減はどの様にしていくのかに関して答弁をいたします。

上峰町における平成30年度国民健康保険の1人当たりの医療費は、357千円余りで県内で13位となっております。平成29年度と比較をしますと、約30千円の増額となっております。

医療費が増額することにつきましては、医療技術の高度化や平均寿命の延伸に加え、医療環境が整備されていること等さまざまな要因が考えられております。

医療費の増加への対応としましては、医療費通知、レセプト点検の実施等により医療費の適正化を行うとともに、制度の周知、被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り、特定健診受診率の向上や医療機関との十分な連携を図るなど、重症化予防を講じ、制度の健全化、安定化に引き続き取り組み、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

上峰町の国保制度自体が平成30年度やったですかね、町主体から県のほうに何かこう、なったということですが、そうなった場合ですね、現在、県と町の役割はどのようなことをされて、役割というか、どのような役割分担になってきているのか、そこら辺を説明いただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの、制度改正により県と町の役割はということの御質問かと思えます。

平成30年度に大きく、国、都道府県、市町の役割ということで、大きく制度が改正をなされました。

今現在の都道府県の役割としましては、都道府県内市町村に、医療給付、それから支払い基金等に、後期高齢者支援金ですとか介護納付金等を県が会計の責任主体となっていていくというところがございます。またほかに、県としましては、医療費水準や所得水準を調整したところで市町村ごとの納付金を計算するということになっております。またそれについては、各市町が設定をいたします標準保険税率、こちらについても、標準保険税率を県のほうが示すということになっております。国保の財政運営の責任主体として県が特別会計を持つこととなっておりまして、そちらについても、安全、健全な運営をされているということでございます。

市町村の役割としましては、市町村は都道府県が定めました納付金ということをお納めするために、県が市町に標準税率を示しますので、それを参考にしまして税率を決定し、賦課徴収を行うという業務がございます。また、これまでも行ってきましたように、地域住民との密接な関係がございます。資格管理や保険給付、保険事業と、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施をするということが市町村の役割となっております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

大まかにわかりました。すると、佐賀県内の今、医療費の適正化や保険料の平準化を今のところですね、各市町保険料が何かこう、違うんですけども、行く行くはこれから保険料の平準化、二次医療圏の中ですか、県内で保険料が同一になっていくのか、そこら辺は

今後どうなっていくのでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの県内の今後の保険税率の平準化といいますか、同一になっていくのかという御質問かと思えます。

今後9年後について県内で同率の税率一本化ということを目指して現在協議を進めているところでございます。それに伴いまして、現在行われている各市町で、保険事業ですとか、その辺につきましては若干差異がございますので、調整をしながら9年後に向けて協議を進めていくということでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

9年後に何かこう、統一されるということです。今現在ですね、佐賀県だけではなく、全国的にですね、医療費がふえ続けて、また、医療費も地域格差がある。調べたところ、市町村国民健康保険の地域差指数、医療費に限ってですね、佐賀県は何年も連続してトップで、通院や入院等、また、一般病院の病床利用率や入院患者の1人当たり平均在院日数とか、人口当たりの病院数や病床数も全国トップクラス、また、人口当たりの薬局数も全国一、地域格差があるということで、また、佐賀県内でもですね、こんな感じで医療費について特徴とか、何かこう、いろいろ県内比べたら、佐賀県はこころ辺が多いとか、そういったことは何かわかってあるのでしょうか、そこがわかってあったらお知らせください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの、医療費、地域格差もあるかもしれないが、全国的に佐賀県の状態と、また、こちらの上峰町を含めたところの現在の状況はという御質問だったかと思えます。

医療費につきましては、佐賀県は全国的にも高い水準を示しておりまして、1人当たりの医療費についても高くなっております。現在、佐賀県内、上峰町を含めました東部地域、こちらにつきましても、医療費については県内でも高い水準を示しておりまして、医療費抑制については喫緊の課題となっているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

人間やっぱり生きていく中で、やっぱり病気は必ずするものだとは私は思っております。やはり病気になったらやはり病院に行くのが当たり前で、そこでやっぱり医療費を削減するということはなかなか難しいのかなと。やはり病気にならないようにですね、予防が必要。その中でですね、県もですね、今、肝がんや女性のかかりやすさ等々ですね、トップクラスということで、HPV（ヒトパピローマウイルス）検査の無償化を始められですね、やはりそこで病気を発見していくということであれば、集団健診等々はやはりそこにしていかなければ、今現在、上峰町は集団健診の受診率、かなりいいということです。ここ最近ですね、今、

集団健診と人間ドックですか、併用されておりますけれども、受診率がですね、多いということでしたけれども、その中でですね、異常があったらですね、その後、生検に行ってもらいますけれども、その生検の受診率等はどのようになっているか。今、集団健診の受診率ばかり目がいくんですけども、そこら辺が大切ではないのかと思ひまして、生検の受診率、どのように、その後、集団健診の後、指導されているのか、そこら辺をお知らせください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの生検の後の対応はという御質問だったかと思ひます。

現在、特定健診をされた方につきましては、受診者の方を対象に結果の説明会等を個別に行っている状況でございます。そこにつきましては、結果を踏まえて担当のほうで判定の階層化等を行ひまして、健診後速やかにその結果の通知については説明会等の中でお知らせするようになっております。そこで生検が必要だった方、がん検診等についてになるかと思ひますが、その方たちについては個別に生検を受けてくださいというような通知を発送しております。その後の経過については、担当のほうで細やかに見ていくような形をとっております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

それでは、集団健診で異常があつて生検に行ってくださいと発送して、その後行かれなかった場合もあるのかなと思ひます。そういった場合はどのように——行かれた方は対応できるんでしょうけど、行かれなかった方がどのような感じ、はがきを出して終わりなのか、また再度行ってくださいとか、どのような対応をされているのか、わかれば教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

生検等に行かれなかった方について、通知を出した後はどういう対応かという御質問かと思ひます。

受診勧奨については、担当の部局で個別に訪問も行っております。電話勧奨等で直接御本人様に働きかけるような取り組みを行っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

しっかり何か対応されているのかなと思ひます。

また、集団健診と人間ドックに比べてですね、集団健診の場合、異常が見つかつて生検に行ったら、別に何もなかったですとか、結構聞いたりするんですよ。人間ドックと集団健診比べたら、健診の内容が少し充実していない。異常があつて生検ではなく、生検行って別に何でもなかったですと、肺のレントゲンとか以前病気になった方はですね、すぐに何かこう、影ができるからですね、毎回毎回ひっかかるとか、そういうのがあるのかなと。またですね、

集団健診においてはですね、中にはですね、常日ごろ病院にかかっておってですね、また集団健診でですね、血液検査と基礎的なのがダブったような感じもあるのかなと。そこをですね、病院と連携して、この方はいつも病院に行って血圧等々もうわかっているならですね、そこはもうしなくてもいいのかなとちょっと個人的に思ったりするので、その集団健診の内容の充実等これから図っていかねばならないのかなと思いますけれども、そこら辺はどうお考えなんでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの集団健診の内容の充実はということの御質問かと思います。

特定健診の項目については、ある程度県内でも統一をされておりまして、検査項目については決まっている分が多うございます。その後ですね、その後の説明会ですとか、その中で個別の対応をする際に、前年度の検診の結果を利用して比較検討をした上で丁寧な御説明をするですとか、そういうところには心がけているところでございます。

先ほど議員が申されましたふだん病院にかかられている方については、ただいま医療機関と連携をしております、住民の皆様が病院で受診をされた際の血液検査のデータですとか、その辺については、健康診断につながるような形で医療機関と情報の提供、連携をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

国保制度自体、構造的にですね、脆弱な財政基盤、国保に入っている人はですね、自営業者や農業や高齢者などが入っておってですね、やはりなかなか構造的にですね、国保自体、財政厳しい中、また今ですね、薬もですね、いい薬、がん治療薬オプジーボ等々ですね、かなり高額な薬があつてですね、なかなか医療費が伸びてなかなか厳しいのかなと思います。やはりですね、その中でやっぱりそこをですね、健康的で過ごしていかなければならない。また、生活習慣予防や効率的に質の高い医療を構築していく、なかなか矛盾しているのかなとも思うしですね、しかし、やはりここはなかなか厳しい中やっていかなければならない。やはり国保はですね、結構、企業を退職した方が入ってくると、国保でこげん高いとかなとか言われるので、なかなか構造的なものもありますけれども、やはりそこを一番、セーフティーネットというか、担う中で大変でしょうけれども、やはり国保に入ってよかったということでですね、引き続きやっていただきたいと思います。

また今ですね、地域包括ケアシステム等々、重度の要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい人生を最後まで続けるような取り組みをなされているということですので、引き続き頑張ってほしいと思います。

それから社会保障ですね、国がコントロールしてきたんですけれども、制度維持にですね、必要な資金が不足して、県や市町村にも何とかしてくださいという、何かそういったことか

なとも思いますけれども、医療費の適正化、保険料が上がらないよう、今後とも努力してもらいたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、地域振興について、質問要旨の1番、鎮西山の再整備は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。寺崎議員の質問事項2、地域振興について、要旨の1に関して答弁をいたします。

鎮西山の再整備に関しましては準備を進めてございます。昨年度、実施設計を終えまして、ことしは次年度の補助金採択に向け、本年末から年明けごろに申請作業になるかというふうに考えております。

また、9月定例議会におきまして議決をいただきました補正予算に計上してございました都市公園費用便益比算定業務に関しまして、10月に業者選定を終えまして算定業務のほうに入っております。この分析結果を用いまして補助金申請を行うということになります。

現在、補助金獲得に向け粛々と業務と作業を進めている状況ですので、御了解いただきたいというふうに考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

ことしですね、3月定例会では、まず第1期として修景整備、また第2期としてですね、誘客が期待できる施設の整備を検討しているということでしたので、ここら辺はどのように、ちょっと言われる範囲で具体的に何かお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

全体の構想的なお話かというふうにお見受けをいたしております。

鎮西山自体は都市公園ということではございますけれども、一応41万平米ほどございます。ですので、その中に位置づけてございますけれども、公園内をゾーン化しまして、それを数年に分けて整備していくと。それに向けて補助採択をしていくというような形になっております。中には、例えば、エントラスゾーンであったり、アスレチックゾーンであったり、彩りの丘ゾーン、桜の森ゾーン、もみじ谷ゾーン、東尾根ゾーンとかですね、そういった形でゾーンごとに整備を進めていきたいと、こういう構想でございます。そして、四季折々の植物や鎮西山の中自然を生かしました整備を目指しておりまして、あわせて、遊歩道であったり、園路、それから案内看板、こういったものの整備をしていくというような状況でござ

います。

以上でございます。

○9 番（寺崎太彦君）

鎮西山は生活環境保全林——生活環境保全林とは、都市周辺及び都市近郊の地域に当たる森林を対象として森林の持つ国土保全、水資源の涵養、保健林養などの公益的機能を総合的に発揮することを目的として整備された森林。また、佐賀県のホームページで、多くの県民の方に森に入って森林浴を楽しみ、自然と親しみながら心身の健康づくりを行っていただくために、県内には30カ所の生活環境保全林を整備しています。森の中に紅葉や四季の花が美しい木々を植栽し、遊歩道や休憩所を整備していますので、自然と親しみながら散策を楽しむことができます。また、滑り台などの遊具やアスレチック施設、広場、キャンプ場を備えた箇所も多いので、ぜひ家族でお出かけくださいとして御紹介してあります。

またですね、鎮西山はですね、にぎわいの創出、商業ばかりではなくですね、自然を生かした活気やにぎわいの創出、住民同士の交流の促進になるのですよね、ぜひともですね、またそういった施設をつくっていただきたいと思いますので、ぜひとも引き続きお願いいたします。

また、先ほど言いました第1期の修景整備はいつから、タイムスケジュールがわかれば何かこう、教えてもらってもよろしいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

スケジュールはということなんですけれども、ちょっと補助の採択の状況によってもですね、それによって年度の割りつけというのがどのようになるかというところがございまして、ちょっと確定的なことは申し上げられないかというふうに思っております。

これからちょっと補助申請するに当たってなんですけど、単年度で一気にですね、どんというわけにはちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、数年に分けて採択を受けるような形になるんだろうというふうに思っております。とりわけ全体的な構想といいましょか、年度の割りつけとかですね、こういったものに関しましては、国、県と協議をしながらということにはなっておりますけれども、恐らく数年かけてという形になります。そのゾーンの中でですね、修景整備を、基本的には共通項としてやっていくわけなんですけれども、その中でゾーンごとにいろいろな整備の内容が分かれておりますので、そこに応じたところでの積算をしていたところでの補助申請という形になりますので、1期、2期ということではあるんですけれども、ゾーンごとに整備をしていくというようなことで御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○副町長（森 悟君）

先ほど来、室長が説明しておりましたとおりのスケジュール感でございます。

この鎮西山が持つ特徴としまして、議員もお示しなされましたように、生活環境保全林という、自然を守る、そして、その自然の中で一体となって家族ともどもですね、憩えるような場所だというのはもう当然のことでございますけれども、この中で都市公園という位置づけでございます、鎮西山におきましては。これは都市計画法が適用されておりますし、その中で都市公園法としての事業化に基づいて、私ども、先ほど来、御説明いたしましたような、国への補助申請を行っているところでございます。今年度その申請をいたしまして、無事採択、もちろんされることが前提で進めておりますので、来年度以降ですね、数年にわたりまして、その採択の内訳として国から示されるところでございます。私どもは一年でも早く整備を完了したいという気持ちで折衝を続けてまいります。その中で修景整備、これはもう一番でございます。と、最寄りの今まである自然林もございますから、そこをいかに調和をさせていくか、そこが肝要であろうと考えております。私どもとしては、人工的に作り込むのが今回の都市公園としてのですね、事業の内訳でございますが、周りにいろんな広葉樹、それから針葉樹、それぞれこの広大な、先ほど40ヘクタールが都市公園のエリアと申しましたけれども、ございます。そういったものをですね、十分勘案しながら今後も一年でも早い整備に向けて努力していきたいと考えておりますので、どうぞ御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

○9 番（寺崎太彦君）

森副町長が答弁していただき、なかなか期待できるのかなと。鎮西山もですね、41万平米あってなかなか広いと思います。また、その中というか、森の中が、鎮西山と言えぱですね、キャンプ場跡地やアスレチック等々がありますけれども、森の中もですね、なかなか今までですね、手が入ってなかったと思います。枝おろしや間伐等々、下草刈りとか、もう全くされていなかったかと思います。私たち農家はですね、米もつくったらですね、もう周りの草もですね、刈らんと病害虫が出てきます。鎮西山も全く一緒だと思います。森の中の整備をしていかなかったらですね、また近年イノシシが増加している、また、ことしの夏ですね、豪雨の災害によってですね、鎮西山の中も入れなくなってですね、また余計にですね、有害鳥獣もふえてるんじゃないかと、ちょっと私は心配しております。なかなか大変ではないか、やっぱり森の中もですね、整備もぜひ検討してもらいたいと思います。ぜひですね、森の保全ということも大切ではないかと思っておりますけれども、創生室長はどのような今後やっていくのか。道路の周りの草刈り等々はされておりますけれども、森の中ですね、手を入れていかなければならないのかなと思っておりますけれども、そのような考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

森の中、どのように維持管理して今後やっていくのかというお尋ねだったかというふうに

思いますけれども、もちろん広大な敷地でございますので、もちろんコスト感とか、規模感、費用感、こういったものに関しましては、当然検討しなきゃいけない課題だというふうに思っておりますし、国有林とかも入ってますので、私たちが手つけられない場所も中あるわけですね。ですので、そういったところも含み置いたところで考えなきゃいけないことかなというふうには思っておりますけれども、まずは、維持管理を仮に行うにしてもですね、かなりの規模がかかるだろうというのはちょっと容易に予想できますので、そういったところの整備に合わせながら、その整備に及ぶ範囲内、そのこのところとどういった影響があるのかということは両にらみで考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○9 番（寺崎太彦君）

維持管理にコストがかかるということで、コストはかかるのかなと思います。今ですね、県はですね、森林環境税を今徴収しておりますけれども、それはですね、鎮西山の整備に幾ばくか補助金等々が来てるのか、全く来てないのか、そこら辺はどうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

財源配分の件に関しては、済みません、正直なところこちらのほうでそこまで把握はしてございません。大変申しわけございません。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、八藤丘陵遺跡の整備は、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。寺崎議員の質問事項2、地域振興について、要旨2についてお答えいたします。

八藤丘陵の太古木につきましては、平成29から30年度の2カ年事業で、保存整備に係る全体的な太古木保存活用計画を策定しました。

太古木の保存活用に係る現状の課題について有識者で組織する保存活用計画策定委員会の指導のもと、問題点と対応策を協議、検討し、太古木の保存整備、活用事業の全体計画を策定、太古木保存活用計画書を作成しました。

また、保存管理の現状では、平成29年度実施した文化財指定地区北側の水路埋め立てにより、文化財指定範囲内の地下水の上昇をはかり、地下水観測、水質調査による埋没樹木群等の有機体の保存環境のモニタリングを行い、保存環境を確認、維持していく必要があります。

今後、整備の事業計画としましては、保存活用計画を受け、この自然遺産を将来に向け確実に保護していくために関係各機関と調整を図りながら適切な整備を図っていく必要があると考えております。

以上で寺崎議員の御答弁を終わらせていただきます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほどですね、平成29年、30年度保存活用計画を策定したということでした。その中でですね、太古木群の保存はわかったんですけども、その活用は今後どのようにしていくのか、具体的に説明をお願いいたします。

○文化課長（中島 洋君）

太古木の活用についてのお答えをいたします。

今、自然遺産の整備を図りながら、もちろん保存をしながらという形のところになるかと思います。この後、活用という部分のところになる。その活用計画をもとに補助金を活用し、再発掘調査を行いまして、まず、再発掘調査を行う上に当たりまして、発見等とかの経緯とかの説明等も行いう説明会みたいなものを行いまして、参加者等を集って、それとともに、3次元データ、画像データ等の資料データを収集しまして、そのデータを活用していくという計画をしております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

今現在ですね、上峰町はですね、観光資源がもうほとんどない中でですね、大勢の人をですね、呼び込むにはですね、不十分ではないか。また、ことしやったですかね、県内ですね、初ですね、日本版DMOが登録されてですね、タウンプロモーション活動の推進、観光や交流拠点の創出をしていく中でですね、観光資源としてですね、八藤丘陵、国宝の、これをぜひともですね、活用していくことが必要ではないか。八藤丘陵はですね、阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林、いわゆる9万年前の太古木が平成5年2月に発見され、平成16年9月に国の天然記念物に指定をされ、平成21年、22年に天然物緊急調査を経て、太古木調査を経て、平成27、28年に土地の公有化を行っておりですね、今現在ですね、普通の土地で町外の人が行ってもどこやろうかというごた、今、看板一つないような状態ですのですね、ぜひともですね、これを活用していくには何らか手だてが必要なのかなと思います。ぜひともですね、保存、一時期ですね、水位が下がっていたということで水位を上げるということをお聞きしておって、今現在ですね、保存は大丈夫なのかと思いますので、ぜひともですね、この活用、保存活用の計画を策定しておってですね、ぜひとも一刻も早い活用をお願いしたいと思います。もう一度そこら辺の答弁をお願いいたします。

○文化課長（中島 洋君）

議員が御心配されるとおりと期待されてるとおり、今後の太古木という形のところは私ももちろん思っております。今後、今、地下水の調査のほうを現在行っております。その分のところに対しては、ある程度雨の量に差異はありますけれども、今、ナンバー1の22メートルの巨木に対しては、保存の地下水の域まで達していると、地下水のところまで達していると、水が浸っているという部分にはなって、保存の分に対しては今のところは大丈夫

かなと思っております。

今後、先ほど言いましたように、開いてみてどういった状態になっているかということ調査しながら、今後ですね、どういった方向でどういったふうに見せたらいいのか、どういったふうな形でして保存活用をしていったらいいのかということを探索していきたいと考えているところです。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

もう一回ですね、また掘り出して3次元データを撮るという話でしたので、これはいつでも調査されるのか、時期的にわかれば教えてください。

○文化課長（中島 洋君）

再調査がいつかという御質問かと思います。

関係文化財の範囲指定地区でもありますので、関係各機関と調整を図りながら、来年度以降に調整を図り、基本計画等をつくりながらですね、実施していきたいと思っております。

以上です。

○教育長（野口敏雄君）

皆さんおはようございます。寺崎太彦議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、課長申しましたように、例えば、3Dのですね、データを撮るということにつきましても、これまで太古木保存活用計画策定委員会、専門家の方々による、この委員会の中で出てきた一つの案でございまして、具体的にいつからそれを始めるかというところまではまだ至っておりません。現在のところでは、29年、30年度の2カ年の中で、特に保存について、これは慎重に対応しなくちゃいけないということで、水の、水位のですね、確保をきちっとするというので、これがやっと安定してきたという段階でございます。

今後、その段階を踏まえながらどう活用していくかというところでの議論がですね、幾つも案が出ています。先ほど議員も御指摘されましたように、観光資源的な側面ももちろんありますし、学術、文化的な非常に価値があるものとしてのですね、側面が当然ございますので、その兼ね合いをどう持っていくのかというところをですね、もっともっと議論も必要になっていきますし、有識者等からのお知恵もですね、いただきたいと思っております。専門家の皆さんによっても、もっと文化・学術的な面を前面に出した活用計画にしたほうがいいんじゃないかという御意見もありますし、一方では、一定のところ観光資源的なほうにスタンスを変えてもいいんじゃないかという、そういった御意見もいろいろございます。その辺のバランスを考えながらですね、今後活用計画については具体的な案を煮詰めていきたいという段階でございます。そのあたり、町としてのスタンスも固めながら進めていきたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

八藤丘陵の話になると、太古木が注目を浴びますけれども、私はですね、できれば堆積物というか、地層ですかね、それも含めてですね、してほしいなと。そして、できればですね、看板等々、こういった地層になってますとかですね、そういった見せ方もあるのかなって思います。できればですね、ここが埋まってますとか、それやったらすぐにでもできるのかなと思いますので、そこら辺の検討をぜひともしてほしいなと思います。ぜひとも、せっかくのですね、国の天然記念物なのでですね、ぜひともですね、これの保存活用、計画が策定しておいてですね、ぜひともここを活用して観光資源になるようにしていってもらいたいと思います。できれば、近々に看板の設置等々はできればもう一度考えをお知らせください。

○文化課長（中島 洋君）

看板の整備等というお話だったと思います。

今ちょっとわかりにくい部分も確かにありますので、その看板等の整備等はできるだけ早くやっていきたいと思っております。

以上です。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

質問要旨の3番、有害鳥獣対策は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんおはようございます。寺崎議員質問の質問事項2、地域振興について、要旨3、有害鳥獣対策はについて答弁させていただきます。

有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣駆除業務委託としまして、佐賀県猟友会三養基支部上峰地区へ業務委託しており、また、イノシシの市街出没やアライグマの生息域拡大など、住民の方からの被害相談も増加したため、猟友会のみでは対応が困難な状況であると判断して、町でも捕獲実施隊による駆除を実施しているところです。町内の駆除頭数は、10月末実績で、イノシシ25頭、アライグマ34頭、カラス等鳥類16羽を駆除しております。

また、平成29年度より狩猟免許取得等補助金を創設し、わな猟免許や銃猟免許の取得について補助しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

ことしの10月末、イノシシ25頭、アライグマ34頭、カラス等16羽捕獲されたということで実績が上がってはおりますけれども、この実績等々は近年ふえているのかどうか。またですね、イノシシとアライグマは被害が出てから捕獲したのか、カラス等、どのように被害を受けてなのか、ここら辺がちょっとわからないので、ちょっとお知らせください。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の有害鳥獣対策について、近年の状況というところでお答えさせていただ

きます。

近年の状況としまして、前年度ではイノシシ頭数は33頭、アライグマは9頭、カラス等の駆除は2羽でありまして、前年と同様の数字で捕獲の実績が上がっているというふうなところでございます。

また、イノシシ、アライグマの被害を受けてからというふうなところの御質問かと思いますが、もちろんどちらが先というところではございませんで、もちろん被害の確認をしまして、うちが駆除をしているところがございます。また、被害が出ているところについてですね、イノシシ、アライグマが出没しているというふうな観点もありますので、そういったところで、イノシシ、アライグマの被害をですね、軽減するために、そういったところの場所で駆除を行っているところです。

カラスの駆除につきましては、毎年ですね、7月に佐賀県でカラス駆除の強化月間というのを行われております。その強化月間に合わせまして、上峰町のほうでも猟友会のほうと一斉の駆除、追い払いの実施をしているところで、そういうふうなところの駆除をカラス駆除についてはしておるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

近年ですね、アライグマがかなりふえている、またイノシシも、何かよそから来ているんじゃないかという話も聞きます。そして、カラス等はですね、家で食べる分なんですけれども、かなりですね、被害に遭っているということも聞きます。以前ですね、鷹匠でカラスの追い払い等々されておりましたけれども、鷹匠の成果等々はどうだったんでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の鷹匠を活用された、その成果というふうなところで答弁いたしますが、実際手元にその成果等のところの資料、詳しい資料を持ち合わせませんが、私の記憶する範囲では、鷹匠によって追い払いをしたカラス等々の有害鳥獣につきましては、一旦追い払いはできるものの、そこに帰ってくるようなところで、余り成果が継続的なところは得られなかったのではないかな、近隣のところもそういうふうなところの状況があつて、今現在では余り活用されていないのではないかなというふうに私は認識するところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

やはりカラスはちょっと大きな被害ではないんですけれども、結構ごみを荒らしたりですね、結構どうにかしてほしいという声も聞きますのですよね、前年に比べればかなりふえておりますけれども、そこのカラス対策をしっかりといただければなと思います。

また、よそはですね、イノシシとかとった場合、報償金とか払ってあるとも聞いておりますけれども、上峰町でも報償金等々は支払われておりますでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の有害鳥獣対策におきます捕獲報償金について答弁させていただきます。

捕獲報償金につきましては、国の国庫事業及び県単独の事業がございまして、そういったところの捕獲報償金について上峰町のほうでも交付しておるところでございます。

金額につきましては、イノシシ1頭につき7千円、これが県単の事業の期間中、4月から10月の期間は上乗せがありまして、県単事業で上乗せ5千円がつくというふうなところで、アライグマにつきましては、国庫事業で1頭当たり1千円、4月から10月までの県単事業の期間中でありまして、これが2千円の上乗せがあるというふうなところで、報償金の支払いを上峰町のほうでもやっているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

報償金を払っておられるということでした。またですね、猟友会に業務委託してあるということでした。また、上峰町内ですね、人もですね、補助金をして猟銃免許等々、何名か取られて人材育成をされている状況であり、行く行くですね、そういう方々を中心にですね、町内で今後、猟友会の設立等々はお考えでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の内容にありましており、上峰町でも、上峰町内の狩猟の方を育成するため狩猟免許取得等の補助金を出しておるところでございます。これにつきまして、わな猟免許につきまして現在のところ3名、あと第一種銃の免許につきまして4名の方が新たに免許を取得されているところで、こういった方たちが町の駆除対策について先陣となっていたらというふうなところで、この補助金を交付しておるところでございます。

議員御質問の上峰町の猟友会の設立につきましてですけれども、現在のところ、上峰町に猟友会の支部はありませんで、三養基支部に所属しているところでございます。

支部等の立ち上げにつきましては猟友会内の問題等もあるため、行政としまして、この上峰町内での支部設立についての考え等は持っているところでございませぬ。猟友会内のところで、現在のところも町外の方が上峰町の地区というふうなところでの駆除をしていただいているところです。こういったところで非常に複雑な問題等が猟友会の中でもございまして、上峰町だけで支部を立ち上げるというふうなところについては、協議等、話し合いの場とかですね、そういったところでなかなか難しいところがあるというふうなところ等感じておりますので、そういったことについて現在のところ、上峰町の行政としましてのところでの考えはございませぬ。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

複雑な問題なので、行政としては考えておりませぬということでしたんですけれども、

せっかくですね、人材育成、いろいろ勉強会等々をされて狩猟免許等をされているのであればですね、いろいろな問題をクリアしてですね、行く行くはですね、そういった方向に行く、はなからですね、考えてませんか言わずにですね、そういった環境ができればですね、後押ししますよぐらいに私はちょっと言ってほしかったかなと思います。ぜひともですね、今後ですね、そういった方が今後ふえると思いますのでですね、行政としてもですね、そこをですね、町内にそういったよりどころではないんですけど、そういったのが私はできればいいのかなとは思いますのでですね、そこら辺は柔軟に対応してもらいたいと思います。もう一度、その設立、簡単に、考えてませんか言われましたけれども、もう一度お願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の上峰町での支部の設立について柔軟な対応というふうなところで、私も考えますに、上峰町の方に狩猟、まず、現場、地べたの住民の方にですね、狩猟してもらうところが一番というふうなところで思います。

現在のところ、三養基支部のほうでですね、上峰町のエリアのほうをしていただいているところにつきましても、やはり従前からですね、上峰町内で、この狩猟捕獲を実施してくださる方がですね、いなかったためというふうなところで認識しておりまして、議員御指摘のとおりですね、この補助金等を活用しまして、町内の方をですね、育成するところについてはですね、間違いなくこの目的のためにですね、補助金等を設立しております。

もちろん、にべもなく考えておりませんというふうなところではございませんで、上峰町内の方にですね、もちろん捕獲をですね、実施していただくこと、そういうふうなところにおりますと、上峰町の住民の方がですね、上峰町でですね、捕獲を実施していただくことで、そういったところで上峰町にですね、もう従前、三養基支部というふうなところでなくても、上峰町内でやっているというふうなところで、上峰支部というふうなところでの考え方になってくるかと思います。猟友会内でのですね、複雑な問題等もありましてそういった答弁になってしまいましたけれども、環境を整えばですね、上峰町での設立もですね、できることじゃないかなというふうなところでは考えますので、町としましても、今後もですね、こういった方々の育成に努めてですね、なるべく町内の方にとっていただくというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど日高課長の答弁を聞いて安心しました。せっかくですね、上峰町内の人を人材育成しておってですね、全然、支部等々考えがなかったらですね、もうそういった人材育成をしなくてですね、はなからもう業務委託していったほうがいいのかと思っておりましたら、せっかくですね、人材育成をしておってですね、早急にじゃないんですけど、環境を整えば

ですね、そういった感じになってくれれば私もそっちのほうがいいと思いますのでですね、温かく見守ってそういった流れをですね、つくっていただきたいと思います。非常に安心しました。この項はこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地再開発事業について、質問要旨、事業の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項3、中心市街地再開発事業について、要旨の1について答弁をいたします。

これまで競争的対話によりまして、優先契約事業候補者と経済条件やリスク分担に関しまして継続して協議を行ってきました。9月定例議会中におけます体育館等の中心市街地用地への移転案を受けまして、内部でも協議を重ねてきたところです。しかし、体育館等を追加設定することは、これまで優先契約事業候補者へ提示しておりました要求水準内容とは大きく乖離となり得ますので、PFI事業におけます特定事業選定、あるいは実施方針の取り扱いに関し、十分な検証が必要となります。そのため、今議会にも予算案として計上しておりますけれども、体育館等の機能を新たに追加設定するのであれば、その事業可能性や現要求水準書で求めている各施設機能を含め、改めて評価する必要があるというふうに考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

中心市街地の活性化、もともとですね、イオン九州上峰店を核として町の活性化を図ろうとしてももとはスタートしたと私は思っております。そこをもってですね、核のイオン上峰店の閉店を受けて、何か中心市街地活性化イコールイオン上峰店のような感じになっておりますけれども、その中で、上峰町中心市街地活性化事業について段階を踏んで今来られておりますけれども、先ほど体育館施設等々入れ込むということですので、そうしたらですね、この事業者募集の前段階、募集要項の公表から、最初からスタートが戻るんじゃないかと私は理解したんですけれども、そういったことはないのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一応、追加設定ということでございます、まずはですね。これまでいろいろ私どものほうでも事業的には進めてきた経緯がございますので、そのこのこれまでの知見であったり、経験であったり、実績であったり、成果物であったり、こういったものは生かした状況でですね、追加していきたいというふうに考えております。ただ、追加するとはいえ、その中の規模であったり大きさであったり、そういったもの、どれぐらいの機能を持ってくるのかによって

もですね、全体の配置とか、そういったものが十分変更されるわけですね。ですので、その変更がどの程度生じるのか、あるいは町のほうとしてもどれだけの、負担とかリスクの分担とかいう形でこれまでも対話の中では話題になってきたわけですが、そちらのほうにどの程度寄与があるのか、こういったものも全体的に見る必要があるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先月11月12日のですね、新聞報道ではですね、町社会体育館施設の移設の相談があったということですが、これをですね、ここに、中心市街地に持っていくかということはまだ決定なのか、今、内部で相談しているか、今現在どのような感じなのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今、内部でいろいろ検討を差し上げておりますけれども、今予算のほうに計上させていただいております。

まずはちょっとこちらのほうで一旦評価してみないとですね、そこが実際どうなのかというのは当て込んでみないとですね、正直なところどれだけ影響があるのかというのは参酌する材料にちょっと今のところですね、なっていないというような状況にあるかというふうに思いますので、今要求しておりますその予算の中で、それが議決をちょっといただいた状況でですね、実際に再評価をして、その中でというような話にはなってくるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほどですね、課長のほうから、再評価をしていくということでした。この再評価していく中、スピード感を持ってしていかなければなかなか全体的が進まないのかなと。再評価はどのようなスケジュール感で再評価をしていくのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もちろんスケジュール感を持ってというのは私どもも念頭に置いているところです。先ほども申し上げたとおり、これまでの成果であったりですね、事業者との対話での感触とか、そういったものに関しては経験値として私たちも今現在持っているわけでございます。ですので、そういったところを活用しながら、これまでやってきたことの中で、ゼロベースから始めるわけではなくて、活用できるものは活用し、それを生かしながらというふうに思っております。

具体的なスケジュール感をということでしたけれども、これからちょっと予算をいただいた後に業者を選定していくことになるかと思っておりますので、ちょっと今の現段階では、ですけども、可能な限り私どもとしてはスピード感を持ってやっていきたいというふうに思っております。

おります。

○9番（寺崎太彦君）

やはり町民が期待しておる施設等でもありますね、また、従前から、2021年7月にはオープンしたいということでしたので、その全体的、今までですね、大きなスケジュール感はおくれないということでしたので、また今回、社会体育館施設の移設等々また出てきたので、その出てきて、全体のスケジュール感はおくれないのか、多少おぐれていくのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大卒のスケジュール感といたしましては、現段階では可能な限り後ろ倒しはしない方向で考えております。おぐれてるというのは認識が先行しているように見受けられますけれども、ほかの自治体とかで実施する場合ですね、1つの公共の案件の単純なPFIでも、やっぱり3年、5年とかけてやっているわけなんですね。募集期間だけでも1年の設定したりとかいうのはざらにあります。私どもこれだけ大きな案件のやつをですね、この短期間でここまで持ってきたというところもございまして、他の自治体の進捗から比べますと相当な速さでやっております。そこにこれまでの経験値であったり、そういったものを加えたところで、はしょれるところはなるべくはしょってやっていくということになれば、そこまでおぐらさずともですね、ある程度の構築は可能であるというような認識は持っておりますので、そこは皆様方の期待に応えられるようですね、そういう仕上げ方をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで9番寺崎太彦君の質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

5番田中静雄君よりお願いします。

〇5番（田中静雄君）

おはようございます。きょうの2番バッターということでこの通告書を追って質問をしたいと思います。

私は大きく分けて4点について質問をいたします。

まず1番目の消防車格納庫の整備について、要旨1として、第3部消防車格納庫の建設の時期はいつ頃になるのかお伺いをいたします。

この第3部の格納庫の建てかえについては、数年前から議論をされ、候補地も既に決まっております。もうそろそろ建設が始まっていいんじゃないかなと自分では感じて思っていますけれども、なかなかそういう声が見えてこないということで、いつ頃になる予定なのかお伺いをいたします。

要旨2として、第2部、第4部の消防車格納庫更新の考えはあるのかどうかお伺いをいたします。

第2部、第4部のほうでは、第3部の消防車の格納庫が完成したら、その後はうちのところだ、いや、うちのところや、うちのところが早か、うちのところをしてもらわにやいかんとか、いろんなそれぞれ個人的に考えを述べられる方がおります。だから、第3部の消防車の格納庫が完成した暁には今度はうちのところだということである程度期待をされて待っておられるんじゃないかと私は思っておりますので、更新の考えについてお伺いをいたします。

質問事項2番目の、三上北道路整備についてでございます。

これは9月の議会でも質問をし、非常に前向きな答弁をいただきました。本当にありがたく私は思っております。それで、今後、三上北南北1号線及び東西の三上の2号線、これの具体的な整備計画についてお伺いをいたします。

次に、3番目に公園の管理についてでございます。

趣旨として、坊所児童公園、この中にある噴水設備というのは定かではありませんが、二十数年前から破損している状態だと私は思っております。今、どういう状態かといいますと、あそこの噴水設備をタイル張りになっておりますけれども、子供たちはタイルをはがして、そのタイルを飛ばして遊ぶんですね、ブーメランとか、何か手裏剣みたいな格好で飛ばして遊んでいる。私は見たわけではございませんけど、そういう遊んでいる、非常に危ないということが言われております。それで、その噴水設備の整備と、あそこに便所がございます。もちろん、あそこは洋式化の考えがあるようでございますけれども、その洋式化、女子用、それから大使用ですね、その便所の洋式化について、今後いつごろ整備をされる考えなのか、どういう考えなのかをお伺いいたします。

次に、空き家対策について。

質問要旨1として、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

この空き家対策のことでございますけれども、平成27年に空家等対策の推進に関する特別

措置法が施行されました。上峰町も空家等の適正管理に関する条例が平成29年に施行されました。そこで、現在の空き家の状況と空き家対策の推進状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

以上、大きく分けて4点について質問いたします。どうもよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、消防車格納庫の整備について、質問要旨の1番、第3部消防車格納庫の建設の時期はいつ頃か、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。私からは、田中議員の質問事項1、消防車格納庫の整備について、要旨1について答弁をいたします。

消防団第3部格納庫の移転候補地につきましては、平成31年3月の定例議会におきまして、消防団第3部の意見をお聞きするという事になっておりました。これを受けまして、消防団第3部の皆様に候補地について協議を行っていただき、本年の7月末に移転に関する要望書が提出されております。場所といたしましては、役場北側の駐車場内となっております。

今回、提出されました候補地について、事務局で検討を行いました結果、役場駐車場内であれば公有地であり、費用的な面からもスペース的にも適地であろうという結果に至りましたので、建設につきましては、今後調整していこうと思っております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

私は場所はまだ正式に決まってないという考えのもとでこの質問をいたしました。どうも役場北側の駐車場の一角というお話でございました。そこに建設をされるんだったら、駐車場も役場の駐車場も共用できるし、非常にいいんじゃないかと思っております。

それで、この建設するということは、しようという考えのようでございますので、これ以上のことは質問を控えますけれども、私は建設用地のことでまだまだ難問題が解決できないということであれば、私は中心市街地、あの辺の周辺にでもどうかなという考えを持っておりましたけれども、既に考えがお決まりのようなので、それは省きますけれども、では、いつ頃の建設がされるんでしょうか。どういう予定なんでしょうか、お伺いをいたします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

いつ頃建設かということではございますが、役場駐車場ということでございまして、町民様の駐車スペースが一番重要であります。そこにまた新たに場所をつくりますと、町民様にとめるスペースを奪ってしまうことになるかと思えます。そこで、よく審議しましたところ、役場駐車場につきましては、一部だけ法人様にお貸ししている部分がございます。その法人様とお話をさせていただいたところ、移転の予定がありますということでしたので、打診

をさせていただいたところ、好感触ではございました。しかし、移転に当たりましては、移転先をまた考えられておりまして、そちらのほうともお話を詰めてある状況でありますので、その段取りが終わり次第ということになっておりますので、今ここで、いつですということ断言はできませんことを御了承ください。

以上です。

○5番（田中静雄君）

いつ頃だという断言はできないということでございますので、私としては今までずっと議論をされてきて、そして非常に今ある格納庫自体の設備というのも非常に便所がない、水回りが、格納庫の外に1カ所あるだけなんですね。非常に団員の方も不便を感じておられますけれども、団員の方々のお気持ちを酌んでもらって、私はもっとスピードをもって前に進めてもらいたいと思っております。

早急にやってもらいたいという考えを持っておりますので、どうかこれからも頑張ってください。この項についてはほぼお決まりのようでございますので、質問をこれ以上は避けたいと思います。

次に、進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番、第2部、第4部の消防車格納庫更新の考えは、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

田中議員の質問事項1、消防車格納庫の整備について、要旨2について答弁をいたします。

第1部については、消防緊急即応対応が非常に困難な状況にあることから、迅速な対応が必要でした。

第3部については、法令上に築上に問題があることが判明したため、また、南北道路の改修時期に合わせて改修すべきだと判断したため、改修を行うことといたしました。

これらの緊急性、法令上の問題が第2部、第4部の格納庫につきましては、今のところございませんので、改修の要望が上がっていることは承知しておりますが、こちらにつきましては適宜考えていきたいと思っております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

私は、当初第3部の消防車の格納庫が伸び伸びになってきているということで、なかなかどこにしようという決着というか、落ちつきがなかったので、との私の個人的な考えがあったんですけれども、第3部の格納庫を先送りしてでも第2部、第4部の消防車の格納庫を先行工事してもいいんじゃないだろうかという考えを個人では持っておりました。

第3部の消防車の格納庫が、まだ時期的にはわかりませんが、姿勢はわかりますけれども、断言できないということで、ということになると、第2部、第4部の消防車の格納

庫、あの周辺の整備というのはまたまたおくれる可能性があるわけですかね。その辺どうでしょうか。第3部が終わってからまたするということなんでしょうか、どうなんでしょうか、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

田中議員の御質疑でございますが、今、副課長申されたのは、第1部については皆さん御承知のとおり、議会でも話題になりましたけれども、消防の緊急即応対応が困難なすいしん地区に当たるし、消防車が移動できない。また、夏場にはそうした雨季には消防車を別の場所に駐車して対応しているというような状況が報道もなされた。また、要望書も上がっていました。3部につきましては、築上に問題があるということと、水路の上に建っているということ、また、道路改修が近くあるということで、今、こうして庁舎駐車場、民間にお貸ししているところを格納庫として位置づけていこうというふうになった。また、要望書も先ほど副課長申しましたようにいただいたわけでございます。要望も口頭ではお聞きしているかもしれませんが、私のところには実際届いておりませんし、2部、4部についてはそうした要望等もしっかり、どうした問題があって最低限、更新するのであれば、何らか問題がやはり必要だと思いますし、そういう声が上がっていなければ、行動できないというたぐいの話を副課長は申されたものと思います。それはやはりそのとおりでありまして、一斉にやはり更新はかけないほうがいいんですよ。また、新設するとき、あるいは改修するときが一緒であれば、もちろん経年劣化で再更新、再改修するときも同じになってしまいますので、時期はずらした方がいいということは念頭にありますけれども、何らか問題がなければ、引き続き改修を経て使用していただくというのが基本的な考え方でありまして、当該総務課にはそうした新築する要望書に足る、新築をしなければいけないという理由がしっかり届いてきていないということを申し上げたところでございます。

○5番（田中静雄君）

第2部、第4部については正式なといいますか、要望、どこが不便でどこが都合が悪いんで更新をしてくれとか、その要望が正式には出ていないということですがけれども、実際そうかもしれません、私も言われたらね。ただ、団員の方たちは、何らかの不便を感じておられるだろうと思います。特に緊急を要するものがあるかどうかは私はわかりませんけれども、何らかの不便、もうちょっとしてもらいたいということがあるだろうと思いますから、これからはいろんな消防委員会とかございますので、どうですかということで何か問題ありますかというようなことも行政のほうから投げかけてもらって、いろんな問題を抽出できるような、そういうお考えで対処してもらいたいと思います。

この項目についてはこれで終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問事項の２番、三上北道路整備について、質問要旨、三上北南北１号線及び三上２号線の具体的な整備計画は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうからは田中議員の質問事項２、三上北道路整備について、質問要旨１、三上北南北１号線及び三上２号線の具体的な整備計画はという御質問に対しお答えいたします。

まず、三上北南北１号線でございますが、今年度において実施計画を発注しており、現在、路線測量を終わり、道路詳細設計に取りかかっているところでございます。

なお、道路の幅員は５メートルで、両側に３０センチの大きさの側溝を配置した一般的な構造で計画しているところでございます。

事業スケジュールとしましては、来年度に用地測量及び用地調査、令和３年度に用地買収、令和４年度から工事着工の計画で進めているところでございます。

しかしながら、国の補助予算配分の状況によっては、事業計画変更、スケジュールに対する計画変更ということも考えられます。

次に、三上２号線でございますが、未整備区間８０メートルの西側のほうから買収を進めております。今年度の買収計画区間については、地権者の了解をいただいております。この路線も三上北南北線と同様に幅員５メートルで両側に３０センチの側溝を配置した構造で整備予定でございます。

事業スケジュールでございますが、今年度買収済みの区間４０メートルにつきましては、来年度整備予定を計画しております。

残りの区間につきましては、ヤクルト住宅西側のほうの開発と同様に、民間の開発の時期に合わせて整備を計画しているところでございます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○５番（田中静雄君）

三上北南北１号線の両側の３０センチの側溝を入れて一般的な５メートルの道路ということわかりました。それで、三上北南北１号線というのは、地点は整備する起点と終点ですね、どこからどこまでなのか、その辺も、あそこは１号線というのは皆、町道のはずですけども、どこまでをお考えなのかお伺いをいたします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま起点、終点の場所はどこかということの御質疑かと思えます。

起点につきましては、三上開拓線、一番北側の外周道路のところが起点と考えております。終点につきましては、南側、下津毛三田川線に接道する部分が終点となります。

以上です。

○５番（田中静雄君）

南北1号線については、平成4年（65ページで訂正）に工事予定ですけれども、そういうお話でございました。今、毎回私は言うておりますけれども、三上北の中央部分、それから北のほうにかけて、今、矢継ぎ早に宅地開発が進んでおります。それで、人口増を図るためにもそれは宅地開発ができて、そういう開発ができるということは非常に私は喜ばしいことだと思いますけれども、いつも私が過去の質問でも言っているように、開発は非常に喜ばしいんですけれども、雨水の排水が思うようにできてなくて、毎年、大雨のときは何回かの道路冠水があります。場所によっては側溝からこれくらい吹き上げておるんですね、ひどいときには吹き上げてきます。もちろん、車は何とか通ると思いますけれども、歩いていくとなると、ちょっと通る人もおりませんが、非常に冠水がひどいです。それで、今のあそこの開発が進んできて、雨水の排水というのはもちろん、南のほうにも流れるように工事が進められてきました。それで、東西のほうにも排水ができるような、考えられることは既に行政のほうからでもやってこられました。その効果がなかなか今のところ見えないんですね。相変わらずあの道路、冠水するんです。ということは、2号線、あの辺の開発とあわせて南北1号線の排水路を一日でも、一年でも早く何とかしてもらいたい。そうすることによって、根本的な雨水の排水の対策ができるんじゃないだろうかと考えています。

これからもちろん、測量ですか、用地買収とかいろんなことがあると思いますけれども、いろんな難題にぶち当たることになるかと思っています。それを踏まえて、いずれは開発してもらいたいという気持ちがありますので、あの辺の周辺の道路というのは非常に今、この間のアスファルト工事で開拓線、外周の道路は非常にきれいになりました。非常にありがたい話ですけれども、中の道路がちょっとねと、上峰町の町民じゃないんです。よその町民から、中の町道が、車が傾くと、でこぼこぼこぼこしとるじゃなかね、何とかならんとですかとよく言われるんですけれども、私は辛抱するところはある程度は辛抱せにやいかんと私は考えを持っていますから、あの辺の開発が進んで、ダンプも通ります、大型のトラックが通ります。スピードはかなりゆっくり走ります。意識しとんさっでしょうね、ゆっくりのスピードで走ってきますけれども、やっぱりだんだんひどくなって、どこもべこべこになって、子供たちの降雨時、このときの通学するのでもまともに真っすぐ行けない。どうしても水たまりをよけて通る、中央によけて通る。そしたら、車はとまらにやいかんですね。だから、傘がばたんと当たるぐらいにして子供たちも今通っております。だから、ある程度辛抱しなきやいかんと。またきれいにしても、またでこぼこになるおそれがあるんで、辛抱せにやいかんということで、もうちょっと待つかんねと、そのうちしてくんさっさ、そういうことで返答していますけれども、いろんなその辺の住民の希望がございますので、お金がかかることとはいいますけれども、予算によってはまたまた今の予定どおりいかないことも考えられるということでございましたけれども、一年でも早くしてもらって、道路冠水がないような状態で持っていつてもらいたいと思いますので、もう一度お気持ちを、強いお気持ちを表明して

もらってこの質問は終わりたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員のほうから御指摘ありました三上地区内の舗装関係、補修関係、また、今後整備していく三上北南北1号線の排水の関係等いろいろございますけれども、まずは三上北南北1号線につきましては、一般的な構造での計画をしておりますが、今後進めていく中で、宅地開発等含め、近隣の状況を含めた中での整備計画の要は排水関係の見直し等は実質的に必要になってくるものかというふうに感じております。

また、三上地区内の舗装改修でございますけれども、今現在、長寿命化計画ということで舗装の工事を町内全域やっております。そういった中で、今後重点的に対応していく箇所はスクールゾーン等ありますので、そういったところを重点的に対応していきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、公園の管理について、質問要旨、坊所児童公園の噴水設備整備と便所の洋式化整備の考えは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項3、公園の管理について、要旨1に関して答弁をいたします。

坊所児童公園は、平成5年10月1日に設置をしてございますが、供用開始直後におきましては、この噴水というのが人工泉というもので、この人工泉による設備により水を流しておりました。しかし、ほどなくして公園利用者等によります石や砂を詰めるなどの行為が頻発したため、維持管理上、やむなく人工泉起動を停止し、現在に至っている旨伺っております。

また、便所の洋式化につきましては、一般的に和式が掃除しやすく、洋式は掃除にも手間がかかるなんて言われ方をしますけれども、屋外公園におきましては利用者の多様化を見据えて、近年、洋式化の傾向がうかがえるようです。

なお、トイレ建屋内の間仕切りであったり、洋式化した場合に十分なスペースを勘案する必要もあることに加えて、坊所児童公園の管理組合等とも十分相談した上で検討する必要があると思います。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

坊所児童公園の噴水については、今どういう状態なのかということは認識されておられますけれども、では、その壊れた状態でいつまでもほっておくのかどうかということなんですよ。その辺のお話がございました。

今、あそこの噴水のところは、もちろん設備自体、水が出るようなことにはなっていない。

先ほども言いましたけれども、ずっとタイル張りになっておるですね。そのタイルがはがれたのか、子供たちが剥ぐのかちょっとようわかりませんが、そのタイルをもって遊びよるんですね。投げて遊びよる状態です。そういう状態のようでございます。それで、そういう状態なんで、子供同士、小さな子供もおります。保護者の方もおられます。非常に危ないということもありまして、それとあそこの噴水の池というのは掃除はしていると言いながら、きれいにしないと噴水はもちろん使用できない、落ち葉も隔々にずっと堆積しているような状態です。時々には掃除をしますけれども、追いつかないんですね。だから、あの辺の児童公園の真ん中の噴水設備をこのままほっておくのかどうかということ、また、趣向を凝らして何らかの設備をするのかどうか、その辺をお伺いいたしますけれども、私はいつそのこと、あれは取っ払って更地にしたらどうだろうかと思っております。もうあれがあって、噴水があって、それはいろんな精神的には非常に心が休まるといいますか、非常に見かけはいいんですけれども、管理が私は大変だろうと思います。いつそのこと更地にしてもらったらどうだろうかという私は個人で考えを持っていますけれども、これからその設備がどうしていくつもりなのか、また新たな設備を違う方向で考えておられるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

具体的にどう考えているのかということではあるんですけれども、公園中央に位置します人工泉につきましては、先ほども申し上げたとおり、供用開始後、ほどなくして石、砂を詰められまして、たび重なる修繕を強いられておるようです。そして、水を出しっ放しにされるというようなことによりまして、当時、高額な水道料金になったということで、維持管理には相当な支障が生じたというようなことで現在まで停止している旨伺っております。

人工泉自体は、使用期間の供用期間はわずかだったというふうに聞き及んでいるところでございます。

先ほども議員のほうも撤去ないしは再開ということでも言われはされておられるんですが、仮に再開させるにいたしましても、停止期間が相当長期間であったため、地中配管が機能するかどうか、また、人工泉そのものとしての機能が失われていないか、また可動できるかどうかということもでございます。そもそも論といたしましては、停止に至った理由が、公園利用者等によります行為によるものなので、そういった行為の解消がない限りは維持管理上のリスクというのはずっとつきまとうだろうというふうに考えております。

また、仮に撤去をするにしても、どの程度の費用がかかるのかというのは、まだこちらのほうでも調査がし切れておりません。無論、ただで撤去はできませんので、そういったところも含みを置いたところでどのような方向づけをしていくかというのは、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

今後、どうしていくのかということは、これからまた検討させていただきたいということでもございましたけれども、副町長にお伺いをいたします。

副町長は、久留米の百年公園を手がけてこられたという話をお聞きしておりますけれども、非常に公園に関しては設計管理あたりについてはベテラン中のベテランだろうと思います。

そこで、坊所児童公園の管理はこのままでいいのかどうか、副町長自身のお考えを、どうしたらいいだろうかというお考えがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副町長（森 悟君）

今、田中議員のほうから、今後のあり方、それから考え方、進め方等についての質問がございました。

ちなみに、今、百年公園というお言葉が出ましたけれども、ここにも平成元年に設置しました水の流れがかなり広くございました。河川に近いほうなんですけれども、それも10年ほど前に撤去しました。やっぱり水の流れというのは管理がなかなか難しいんです、コケが生えたり、それから人件費がばかにならない。清掃費がですね。そしてここは特にいたずら等をされたということでございますので、そういったことでそのままになっていたものと思われます。

したがって、今の公園のつくり方の中にも、よっぽどめり張りをつけて人件費を投下できるようなところならば水はございます。壁泉とか、壁に泉のように流すような構造のものとか、中央公園とか三本松公園についてはそういったものがございますけれども、それじゃない、1,000平米に満たない、もしくは何百平米程度の公園には、ほとんどございせんし、今から多分公園の設計もそこまでの余裕はないんじゃないかなと思います。

したがって、先ほど今後どのようにするかという検討すると言っていましたとおり、生きたお金を使わなければならないということで、人件費等についてはなるべくかさまないような方向性がいまいかなと私は考えます。

それと、トイレは今話題に上がりませんでしたけれども、これは関連でございすけれども、トイレにつきましても、市町の公園においては1,000平米に満たないものは公園はつけないというのが基本で走っている自治体、結構ございます。しかし、上峰町におきましては、かねてから皆さんの便宜のために、ちっちゃな公園でもトイレがございすので、それは公園に行かずとも、ちょっと利用したいなというときは大いに利用できる、そういった利便性の高い施設でございすので、重要なことと思ひまして考えております。

この洋式化についても、これは屋外でございすので、先ほど市長も申しましたように、いたずらの対象になるんですね。これまた人件費がかなりかさんでいるんです、他の市町においてはですね。だから、それについては容易な修繕ができるようなものというのが屋外では望まれると思います。もちろん洋式が一番でございすけども、そこはまた今後の課題か

なと思っております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

急に坊所児童公園のことに質問いたしまして、急にといっても何日か前ですけれども、これから副町長には急に答弁を求めましたけれども、非常にいずれにしても今後どうやっていくかということをこれからよく考えてもらって、整備をするなり、また更地にするなり、早急に決断をしてもらいたいと思います。

それで、もう一つですけれども、ここの便所のことなんですけれども、創生室長から答弁もありましたけれども、ちょっと聞きそびれましたので、便所の管理、洋式化についてのお考えを再度答弁していただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。済みません。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

トイレにつきましては、建屋のスペースというのが、あそこは覆いがございますので、その建屋のスペースも十分勘案する必要があるのではないかなと考えております。一般的に和式便器よりも洋式便器のほうが座ったときの起居動作のときの動線が必要になるというふうに考えておりますし、また、スペースを要します。現在はパーテーションに区切られた和式便器1つと男性用小便器がございます。洋式便器にした際には、洋式分のスペースの確保によりまして、パーテーションの移動や扉の開閉方向、こういったもので干渉しないように調整する必要があるのと同時に、小便器を残存させるかどうかというようなことも考えなければならないような状況にあると思います。スペースがもし合わない場合は、建屋ごと建て直すという必要も視野に入れていくことも考えなければならないというふうに考えております。

また、一般的にといいいましょか、あるところでのテレビとかで私も以前見たんですけれども、あそこちょっと男女共用だと思うんです、あのトイレはですね。女性用というのが独立しておりませんので、ですので、洋式化した場合に、例えば、男女共用になった場合に、なかなか女性のほうが若干抵抗感あるというようなこともあるようですので、そういったことも十分含みを置きながら、いろいろなさまざまな可能性というようなものは模索していかなくちゃいけないかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。田中議員の一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時2分 休憩

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

その前にお諮りいたします。ただいま田中静雄議員から、本日の一般質問の発言の一部を訂正と、議事録の訂正をしたいと申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

田中静雄議員、登壇して説明をお願いします。

○5 番（田中静雄君）

午前中の質疑応答の中で、質問事項の 2 番目の三上北道路整備についてのところでございますが、三上北南北 1 号線のところで、建設課長さんのほうから時系列にタイムスケジュール的なことの説明がございました。そこで、令和 4 年に工事とかそういう答弁がございました。折り返し私が質問したときに、令和でなくて平成ということ平成 4 年ということ年号を間違えて私は質問しました。このことについて訂正と議事録の訂正方をひとつよろしくお願いをいたします。どうも済みませんでした。

○議長（中山五雄君）

ただいま田中静雄議員からの発言の訂正と議事録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、田中静雄議員からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

○5 番（田中静雄君）

午前中に引き続きまして、児童公園の便所のことについてまた質問をさせていただきます。

児童公園の便所のことについては、洋式化できるようなスペースがあるのかどうか、その辺も含めてこれから検討していくという答弁だったろうと思います。

あその便所というのは、今、現状どうなのかということをお知らせいたします。

男子の場合の小用は大丈夫なんですけれども、もちろん、大便、それから女子の便所、その便所が和式になっております。それで、その便所が入り口のドアもないんです。立派に江迎のほうはウォーターランドと便所もきれいになっておりますけれども、あそこは扉もな

いんです。だから、不謹慎な発言かもしれませんが、お尻丸出しで用を足さなきゃいけない、そういうことがありまして、特に女性の方、男性でも関係ありますけれども、ほとんど私は使用している方はいないと思います。そういう状態で、子供も来ます。大人の男性だけじゃない、子供も来ます。そして、女性の方、それから保護者の方も奥さんたちも天気のいい日はいっぱい遊んでおられるんですね、子供相手に。それで便所ができない。そういう状態が長年続いております。ほとんど今使用していないと思います。そういう状態で、外から見ると、丸見えで恥ずかしくて男の人でもできません、何ぼ年とってもですね。そういう状態なんで、そしたら、洋式のスペースがあるかどうかという問題なんですけれども、扉の——今、扉はありませんけれども、扉の位置をちょっと下がって考えてもらえれば、十分に私はスペースがあるものと思っています。その辺もひとつもう一遍どういう状態なのかということを見てもらって、そして前向きに検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

全体的なスペースに関しましては、もちろん小便器もそうなんですけど、和式便器のところにパーテーションはたしかあったというふうに記憶しております。そのパーテーションの位置をどうするかとか、あとは給水タンクとかそういったものの位置、あるいはどっち向きにするか、あるいは扉をつけるのであれば、その扉の開閉方向、これは当然、干渉しちゃいけませんので、そういった動き、あるいは引き戸にするのか開き戸にするのかとか、そういういろいろな観点から検討する必要はあると思うんですね。それを勘案した上で、当該建屋においてそれが可能かどうかということは当然考えなきゃいけないことだというように申し上げたところでした。検討しないというふうに申し上げているわけではございませんので、そういったスペース的なもの、あとは給排水の問題、そういったものもございます。

過去には、ちょっと余談にはなるんですけれども、トイレの手洗い場も供用開始当時にはあったらしいんです。ですけれども、手洗い場も同じように砂とか石とか詰められて、使えなくなったので撤去したというような経緯が過去あるようですので、洋式にするとすると、維持管理上のところも和式に比べて掃除の手間とかちょっと手間がかかるものですから、そういったものも含めて、実際管理をしていただいている方々の御意見を十分に踏まえた上でヒアリングとかが必要なのではないのかというようなことでこちら考えておりますので、そういった形で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

あそこは上峰町民以外の方でも、あそこには便所があるということを認識されている方がかなり多くございます。非常に利用する人が多いんですね。今、これは季節柄、寒くなると子供たちも少なくなってくると思いますけれども、天気のいい日、夕方なんか、多いもので

す、子供たちと御家族の方たちがですね。それで、どうか江迎のウォーターランドも水車ができて、便所もきれいに整備されております。坊所児童公園のほうも、ひとつ前向きに考えてもらって、整備のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

この項については質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の4番、空き家対策について、質問要旨、現在の進捗状況はということで執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。私のほうからは、田中議員の質問事項4、空き家対策について、要旨1、現在の進捗状況はという質問につきまして答弁いたします。

空き家の状況ですが、平成29年度に町内全域を対象としました空家等実態調査を行い、空き家等建物81件に対し、保安上の危険度、建物が存在する敷地の状態を総合的に判断し、活用可能から活用困難のAからDの4つに分類を行っております。

今年度の8月には、空き家等の建物81件に対し、平成29年度の実態調査以降における活用状況の調査を行い、入居済み、または更地や新築等の空き家の活用をされておりました13件を除いた68件につきまして、9月20日付で平成29年度の調査結果と空き家の適正管理の通知分を送付しています。この通知発送後におきましても、4件の空き家等の活用の状況を確認し、また、10件ほどの空き家等の相談を受けております。

個人の財産であります空き家等の適正管理は、第一義的には所有者等がみずからの責任において行うことが原則であります。よって、今後も空き家等の現状を把握しながら、空き家の適正管理への指導を行っていきたいと思います。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

上峰町の空家条例というんですかね、これが平成29年ぐらいに施行されたようですけども、その中で特に問題になるのが、特定空家といいますかね、非常に危険な空き家の存在でございます。要は外観もそうですけれども、近所に迷惑をかけたり、台風が来たら屋根でも飛んで、非常に隣にも迷惑をかけることだってあろうと思います。そういうランクがA、B、C、Dまでであるとしたら、5段階目の特定空家というのは何件ぐらいあるんでしょうか。それについての取り組みはどうされているのかお伺いをいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

特定空家の件ですけども、特定空家の件数と申しますか、倒壊の危険性が高く、緊急度が極めて高いという物件が7棟となっております。これに対する取り組みでございすけれども、まず所有者等による空き家等の適切な管理を促進してもらうための情報提供、助言、

その他必要な援助を繰り返し、それでも改善が見られないときは立入検査を行いまして、特定空家の基準に達した場合は特定空家というふうに判断をします。それに認定をされますと、助言及び指導を行いまして、それでも改善が見られない場合は、助言及び指導の内容を講ずるよう勧告を行います。この勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は勧告の措置を講ずる命令を行います。命令の措置が履行されない場合は、行政代執行となっていくます。

住民課としましては、今後も所有者等に対しまして、適切な管理について所有者等へ啓発に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

特定空家というのに対しての対処していく場合には、やっぱりまず指導、助言があると思います。指導助言をしたり、それから勧告することもあるだろうと。それと命令をすることもあるだろうと。この辺は町長が出されることだと思いますけれども、そういう勧告、指導命令、それから最終的には公表までやっていくと、公にすると、その辺までどうも文章上は取り組んでいかれるようでございますけれども、実際にそれがそこまでどの辺までやられているのか。7件があったということは、以前から7件は言われているんですね。現在も7件あるということは進んでいないのかどうか。それと、特定空家のそれを解体し、やっていこうと思ったら、所有者の方は大変なお金がかかると思います。その辺の費用の弁償について上峰町の取り組みはあるのかどうかをお伺いするのと、もう一件、先ほどの答弁の中で、81件中68件に適正管理にするよう依頼文を発送したということですが、この空き家の中に相続放棄されているようなところはあるですか、ありませんかお伺いをいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

まず、7件の特定空家に該当するような物件の進捗状況はというところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、68件の物件に対しまして、9月20日付で平成29年度の調査結果と空き家の適正管理の通知文を発送しておりまして、引き続き空き家の適正管理への指導を行っているところでございます。

また、費用の補助についてですけれども、環境部局としましては、空き家等の除去事業がございまして、内容としましては解体工事を行います所有者に対する国及び町からの補助、または寄附された物件に対する町が行う解体工事に対する国からの補助がございます。今後は定住促進の担当のほうとも十分協議を行いながら、国からどのような補助事業がよいのか等を精査しまして、補助金交付要綱作成の準備を今進めているところでございます。

68件の中に相続放棄はあるのかという御質問ですが、まだそこまでは把握はしてございません。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

空き家を解体するときのお金がかかりますけれども、これの補助というのは国のほうでも定められていると思います。それに準じて上峰町もやっていかれると思いますけれども、その補助金交付要綱というものはあるのでしょうか、その辺をひとつ伺いいたします。

それと、空き家の中でも非常に程度のいい管理されている空き家もあると思います。その空き家を所有者がどうしようかと迷ったときに、上峰町として空き家バンク制度というものはあるのかどうか、その辺を2点伺いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

補助金の交付要綱はあるのかという御質問でございますけれども、現在のところまだございませんで、早急にこちらのほうを整備したいというふうに考えております。今準備中でございます。

それから、空き家バンクの制度の点でございますけれども、この空き家バンク制度につきましては、空き家の有効利用を通しての定住促進による地域の活性化を図るためには必要がある制度ではないかというふうに考えております。空き家対策の補助金の活用の促進の点からも定住促進の関係各課とともに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

空き家バンクについてのお問い合わせだったかというふうに思っております。

先ほど住民課長の答弁のとおり、肅々と今準備のほうを進めているところではございます。空き家バンクにつきましては、今、リニューアル予定の町のホームページの製作に合わせて公開できていけるよう準備をしていっているような状況でございます。

空き家バンクの性格から申し上げますと、売りたい、買いたい、貸したい、借りたい、これをマッチングするというものがまず第一義的に上げられるわけですが、公開するに当たりましては、所在地であったり、簡単な間取りであったり、建坪、地積、交通アクセス、築年月、写真、こういった物件情報が当然必要になってまいります。他市町では簡単な表記で掲載しているようなところも見受けられますけれども、これをどういった形で作成していくのか、費用感はどの程度かということを今模索しているような状況でございます。

また、空き家バンクをごらんになった方から、問い合わせに対して、ホームページの情報だけで借りたいとか買いたいとかそういった意思表示をされるというのは極めてまれだろうというふうに考えております。実際は恐らく意思決定を行う前に現地確認を行ったり、いわゆる内覧を行って、それで意思表示を最終的には行われるんじゃないかなというふうに考えております。仮に内覧を行う場合には、不動産事業者様のように、鍵を預かって管理をして現地の案内や物件説明を行うことというのは、私どもがするのはちょっと現実的な話じゃな

いのかなというふうに考えております。そういった仲介を行う不動産事業者との調整というのが必要になってまいります。そこを踏まえまして、国内には不動産事業者が加入いたします大きな組織が2つございまして、1つは全宅連、もう一つは全日という組織がございます。これは先に比較的組織の大きい全宅連のほうへ私どもアプローチを開始しておりまして、その経緯につきましては、県内の市町とも協定の実績というのは全宅連さん持っておられました。内容に関してもそう複雑なものではございませんでしたので、先ほど申し上げました物件情報の作成とか鍵の管理というのは、ただこれまでちょっと事例が承っていないというようなお話でございました。県内にも各支部ございますので、そこでの対応が可能かどうか、あるいは個別に不動産事業者との接触が可能かどうか、こういったものを確認しようということで次のステップに入ろうというふうに感じていたところです。

また、全日さんのほうでは、こういった状況を踏まえまして整理をしてアプローチを図ろうというふうに考えております。

2つの協会とも私どもで想定をします管理が難しいという見解であれば、また違った方法を検討していこうというような考えをしておりますので、ちょっと考え方と進捗につきまして御報告差し上げた次第ですので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

空き家対策で、空き家バンクのことについては、担当が住民課というよりもまち・ひと・しごと創生室だろうと、質問をしようかなと思っておりましてけれども、先に答弁がありました。ありがとうございました。

いずれにしても、これから徐々には進んでいると言いながら、空き家バンクのこと、それから、危険な空き家の解体をするときのいろんな補助の取り組み、これについても進めてもらいたいと思います。

ちなみに私のスマホで見る限りでは、空き家バンク制度がある市町村というのは、佐賀県内20市町あって15市町なんですね。5つの市町が今のところないんです。そのうちに上峰町も入っています。それとか、空き家解体、除去する場合の事業、補助金制度といいますか、補助、これも20市町あって15市町、もちろん上峰町は入っておりません。スマホで見ても出てこないですね。入っていないということなんですね。それで、何とか前に進めたいと私は思っております。

それと、空き家を改修する、その補助金制度といいますか、補助金を交付する要綱というのは、これもどうですかね、ないですかねどうでしょうか、お伺いいたします。

それと、先ほどの空き家を改築リフォームするときの補助制度ですね、そういう要綱があるのかどうかというのは今言ったとおり1つ、もう一つ、空き家の中にイオンは入っているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

空き家の改修の補助はというところの御質問だったかと思いますがけれども、こちらの要綱のほうもまだございませんで、まずは解体の補助のほうを進めてまいりたいというふうに今考えておるところでございます。

それと、空き家の中にイオンは入っていますかというところですがけれども、この81件のうちのほうにはイオンは入ってございませんで、イオンのほうも申し上げるとすれば空き家のほうになるのかなとは思いますがけれども、またちょっと立場が違う、考え方が違うものになってくるのかなという感じはあります。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

これから考えていきたいということでございました。

ちなみに、このリフォーム、これに対しての補助金の交付されている市町村というのは県内で10市町ですね。半分です。もちろん、上峰町はその中に入っておりません。だから、この辺もこれから検討していつてもらいたいと思います。

それから、イオンのことですけれども、ちょっと長くなるかもしれませんが、イオン跡地に浮浪者がいたということは行政のほうで認識されているのかどうか。夏ごろです、夏ごろの事件です。私はことしの夏、直接私は浮浪者を見たわけでもございません。イオンの周辺を自転車に乗って、日ごろ見かけない姿で何かうろうろしよんさっですよ、あの人、どこの人じゃろうかなと、そういうことがありました。私は直接その浮浪者、自転車見てないですけども、実際にあったようでございます。ひょっとしたら私は浮浪者じゃないかなと自分では思っておりまして。もし私が浮浪者だったら、イオンの跡地に、夏の間だけでも寝泊まりする、雨風をしのぐ、これは絶好の場所なんです。私が浮浪者だったらそこを選びますよ。だから、そういう認識があったかどうか、そういうことを知っていますかということの一つと、もちろん、今イオンというのはまだイオンさんの持ち物だろうと思いますけれども、こういう浮浪者がうろうろされたんじゃ、ちょっと気持ちよくないですもんね、町民としてはよくないです。だから、上峰町行政としてイオンさんにイオンの跡地、この辺の管理方をお願いをされているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

浮浪者に関しましては、私も直接見たわけではございません。ですが、そういうようなお話があっているということは耳にしたことがございます。ですので、施設管理者のほうへ、そういった情報共有のほうは差し上げているところです。

あと、適切な管理ができているかどうかについてなんですけれども、例えば、近隣の草が繁茂してあったり、そういうような状況につきましては、そういう情報も施設管理者のほうに連絡をいたしまして、情報共有をしているという状況で、そこに関しても対応していただ

いたという経緯がございますので、基本、何か不都合があれば御連絡を差し上げて、情報共有しているという体制に変わりはありません。

以上でございます。

○５番（田中静雄君）

イオンさんの施設管理のほうにその辺の浮浪者のことだけでなく、管理のほうについてもお願いをしているということだろうと、そういう答弁だったろうと思います。

今、イオンとかみちやりグランプリがあっている会場の間の道路を通ってきますと、毎日じゃないですけども、よく車がとまっているんですね。多分、営業なのかどうかわかりませんが、よくとまっています。ちょいちょい見かけます。日影にとまっています。あれがとまって北のほうへ通っていくと、ずっと目を追って見られるということは、何か気持ち悪いですね。悪いことをするわけじゃないと思いますけれども、その辺で時々車がとまって休憩をされていると思いますけれども、そういう方がイオンのあそこにとまってじっと見られる。非常に私も気持ちが悪いです。その辺の管理方もイオンさんのほうにお願いをしてもらいたいと思います。

もう一つは、イオンの東側の駐車場とドラッグモリからパチンコ屋に行く道路の東側、少し緑地帯があります。車が何台かとめられるような緑地帯がございます。あの敷地は誰の持ち主かわかりませんけれども、井手口の住民の方々から、イオンが閉店してから草がぼうぼうしておるよ、どぎゃんしょっとねと言われました。あれはイオンさんの持ち主じゃなかろうかね、それはイオンさんに言わにゃいかんじやろうねということは言うておりましたけど、もしイオンさんの持ち物であれば、上峰町の行政のほうから、ぜひその辺の管理をお願いしたいし、もちろん上峰町のものであれば、もちろん上峰町がやらにゃいかんと思いますね。その辺はあの土地というのはどこの所有物なんでしょうか、よろしく答弁のほどをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

５番田中静雄議員さん、空き家対策とは関係ない質問でございます。これは土地の問題であってですね。質問の趣旨を変えてください。

○５番（田中静雄君）

失礼をしました。私は空き家等ということになっていますから、もちろん敷地も入るものと、私は解釈をしておりましたけれども、取り消させていただきます。

そしたら、空き家等の対策について、それぞれ庁内で各課ごとの役割があると思いますけれども、１つ教育委員会にお尋ねをいたします。

教育委員会では、空き家等の対策の中で通学路の安全確保ということがありますが、その辺で空き家があるために、非常に危険な空き家があるために通学路にも非常に支障を及ぼすような通学路というのはあるんじゃないでしょうか、その辺を答弁いただいて、

私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

5 番田中議員より、通学路に関して空き家が通学路に及ぼす影響等ということで御質問いただいているというふうに承知をいたしました。

以前、通学路の横に空き家があって、その庭木といいますか、樹木が覆いかぶさってきて通学路を防いでいるというような状況があったことを承知しております。そのときには、関係する住民課のほうへお願いして、そこの所有者のほうにお願いし、草を刈っていただいたことがありました。また、その所有者の方から、また別の業者さんをお願いをされて草を刈っていただいたりと、そういったことを経験として持っています。

また、近年においてはそういう事例はちょっと把握してございませんが、通学路において、その隣接する建物等々が危険な状態、例えば、トタンがちょっと破れて子供たちに危害を及ぼすんじゃないとか、そういう案件等ございましたときには、またその所有者さんに御相談をさせていただいたというような事案がございました。

以上、教育委員会のほうでの御案内でございました。以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

4 番吉田豊君お願いします。

○4 番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。4 番吉田です。

それでは、早速一般質問をしたいと思います。まず、質問事項として6点ほど上げておりますが、限られた時間の範囲内でございますので、執行部の答弁も明快に簡潔にお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、1 番として、中心市街地の開発の件ですが、質問要旨として1 番、イオン跡地の無償譲渡の時期はいつかということです。

これについては無償譲渡の基本合意には達しておるということでございますが、時期が明確になっておりません。したがって、無償譲渡の時期をいつに考えておるのか、あるいはもう契約が終わっているのか、その点をあわせて御答弁をお願いします。

それから、2 番目といたしまして、P F I、P P P 事業による競争的対話の現在迄の進捗状況についてお尋ねをいたします。

これについても同僚議員の質問の中にもありましたが、過去のそれぞれの同僚議員、私も言ったんですけど、創生室長は粛々と進めておるということなので、もうかなり経過もしておりますので、その粛々の状態がどの程度進んでおるのかについてお尋ねをいたします。

2 番目といたしまして農業振興です。

6 月の補正でドローンの100%補助という形で購入を認めてきておりますが、ドローンの購入時期と金額がどうなっておるのか、これについてお尋ねいたします。

それと、2 番目といたしまして、ドローンの多目的使用の考えはあるのかどうか。

これについてはいろんな状況が考えられますが、例えば、災害の状態、ことしの8月30日の大雨のときにも上峰町中南部、役場中心とした中南部がかなりの浸水被害を受けておりますが、そういうものの空撮にも使えるようなドローンの機能だと思います。あるいはまた、行方不明者等の捜索についてもサーモグラフィーカメラを搭載すれば、人間が呼吸をしております、生きておる状態であれば、カメラで所在がはっきり出るといふようなことも聞いておりますので、そういう多目的使用の考えがあるのかどうか、これについてお尋ねいたします。

3 番目といたしまして、令和元年産の水稻・大豆の減収に対する施策及び救済措置として、統計情報事務所の佐賀県の作柄では、平年作と比べると、60%程度の収量ということでございますが、農家所得は収量に関係なく米の売買価格は品質によってもかなり低下になります。したがって、これは統計的な数字は出てませんが、私の直感としては恐らく平年作の30から50%ぐらいの所得に落ち込むというふうに考えますので、農家の救済措置について考えられないかどうかについてお尋ねしていきます。

それから3 番目といたしまして、防災対策です。

切通川の堤防決かい箇所が、先日も確認に行きましたが、全く手がついておりません。災害査定も終わったというふうな課長の報告もあってございましたが、いつ、どのような改修ができるのかですね、時期と工法について答弁をお願いいたします。

それから、4 番目の質問事項として、インセンティブ事業です。

今年度の事業利用者の状況とその利用者の管理台帳の整備状況ということでお尋ねをしていきます。

これは2 番目に書いていますが、長期のスパン、要するに5年から10年でのトレーニングの結果が、要介護者となるのかならないのかという統計上の数値を出していただかねば、その効果が出てきませんので、そういう管理のやり方について考えておられるのかどうかについてをお尋ねいたします。

それから、5 番目といたしまして、あおり運転対策です。

9 月の私の質問に対し町長から、あおり運転、ドライブレコーダーについての研究をしたいということでございましたので、研究の成果を発表いただきたいと思います。

それから、6 番目といたしまして、学校給食の安全・安心な学校給食の実施についてでございますが、新たなパン業者の選定は決定したのか。また、それについては9月の定例の折には教育事務局長から試食も可能のような話はあったんで、そのとき私も申し上げたように、子供たちが幾ら試食しても、まずいから食わんというふうなパンであってはいけませんので、

試食の結果をお尋ねいたします。

それから、2番目といたしまして、高たん白含有麦の作付は可能かということで掲げております。これについては9月の定例の折に農協にそういうパン用の小麦があるかどうか相談をして、作付が可能ならば、そういう形で地産地消に基づく安全対策をとっていただきたいということでお願いしておきましたので、農協との協議がどのように進んだのかについてお尋ねをいたします。

それから、最後に、契約違反、要は県産、国内産、北海道産に限るという契約をしているから、外国産は使っておりません、上峰の学校給食のパンは安全ですというふうなことだったんですが、実際調べてみたら、そうじゃなくて、グリホサートの検出がされております。したがって、それに対する業者に対する違約損害賠償の請求をするのかどうかについて。

以上お尋ねいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地開発、質問要旨の1番、イオン跡地の無償譲渡の時期はいつか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、中心市街地開発について、要旨の1に関して答弁をいたします。

イオン九州株式会社との協議につきましては引き続き行ってございます。協議の感触としてネガティブな印象はございません。譲渡に向けて双方前向きに進めている状況でございます。

譲渡に関し、基本合意は既に行っておりますので、土地及び建物の譲渡に関し、双方の基本的な意思に変わりはありません。

合意条件が煮詰まり、一定程度成就した段階で、先方におきます社内意思形成が実行段階に移ることになるかと思っておりますので、そのタイミングで譲渡になるものと考えております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

創生室長からの答えなんですが、合意に達したら、契約の段階になる、これは誰でもわかってすよ。今まで粛々と競争的対話を進めながら、土地についてもですね、会議を持ってきてあるわけでしょう、進めてきているわけでしょう。今回68号で用地取得の案件が出てますよね。だから、無償だから議案として出てないのかなと、自治法の96条に関係ないから上がってないのかなという私感じをしたんですよ。というのはね、この2億円の用地取得費のときに私賛成で申し上げましたように、物を進める上で土地がないのにね、空想論でしたじゃだめだから、土地についてはオーケーだよという私は意見を申し上げたわけね。だから、そのときの9月の補正のときの説明では、約2万平米に2億円ということで、今回上がっているのが約9,000平米ね。あとの1万平米ぐらいの土地についての進捗はどうなんで

すか。これも例えば、2人で50,000千円未満だったら、96条の関係で議会の承認要りませんので、出してないのかね、進んでないのか。それについてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

執行部、答弁。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もう一方の土地についてのお尋ねかと思っておりますけど、こちらのほうは大分進んでございます。それで、こちらのほうに関しても年明けぐらいには仮契約いければというぐらいの感じにはなっているのではないのかというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

それで、自治法の関係ですけど、自治法に関しましてはですね、そちらの案件についてもまた議会のほうに上程案件としてお諮りするような形になるだろうというふうに思っております。それぐらいの規模ということでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

私が一番気にしているのはやはりイオン跡地の3万平米です。で、余りにもこの無償譲渡に対する時期が明確に示されないのでお尋ねしますけども、この基本合意は無条件で町に寄附をする、譲渡するという形になってるんですか、それとも、何らかの条件が入ってるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほども申し上げるとおり、一定程度成就が条件をしたらということではございますので、無条件ではございません。

○4番（吉田 豊君）

無条件ではないということなんですが、それでは、やはり今度新しく設ける店舗の面積なり、位置の問題で、その譲渡のカードを切られるおそれもあるんですか。それをのみ込まんならば、譲渡はしないよということの、そういうことにも発展する可能性はあるんですか、ないんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは譲渡に即影響するかどうかということなんですけれども、譲渡の中身に関して詳細をちょっと申し上げるわけにはいきませんが、現在のところはちゃんと双方前向きに話進んでますので、そこに関してはほぼ影響ないだろうというふうに考えております。

すぐ譲渡に移せないのはなぜかというような御疑問をちょっとお持ちなのかなと思っておりますけれども、条件が成就した際に、機が熟した際に譲渡手続に移るということにしておりますが、相手側の立場に立って見たとき、イオン九州株式会社におきましても九州管内に

たくさんの店舗を展開されております。もちろん中には当上峰店のように閉店の決議をするところも相当あります。ですので、ただ、当然その店舗はどこかの自治体の区域内に位置していることになりまして、上峰町と同じように、じゃ、閉店するなら財産譲渡してくれと、各自治体が言い出した場合というのがどうなるのでしょうかということになるんです。そういった状況を踏まえましてセンシティブな交渉を重ねているというふうに御理解いただきたいというふうに思っております。

また、ちょっと公開の場である議会でこれ以上ちょっと中身に関して言及することにつきましては、当該イオン株式会社のほうの株価にも影響を与える可能性もありますので、これ以上はちょっと差し控えたいと思いますけれども、当然私どものほうからも条件出しております。ということにはなります。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

先ほど課長のほうからとんでもない発言があったように私感じたんです。公開の場だから、言えば、何か影響があるようであればね、ならば、公開の場じゃなくて、議長にお願いします。全協か何か開いて説明してください。

○町長（武廣勇平君）

相手方に迷惑をかけるようなことは経済活動の障害に当たるので、こちらから謹むべきだという発言だったと思いますが、私はこれはイオンが言っているとは言いませんよ。再入場したい、再入場したいという報道が流れました。こうした条件のもと、我々が再入場を前提に考えるということもあり得るだろうとは思いますが。イオンが言ってるとは申しません。

○４番（吉田 豊君）

イオンが言ってるとは申しませんということで口を濁されたんですが、私が心配するのは、先ほども言いましたように、イオンさんがこれから言うであろう条件をのまんならば、土地の譲渡について影響がなければいいんですけど、そこに出てきはせんかなと、カード切られたら、どうするのかなという心配があるから、それを申し上げてるんですね。そういうことはないんですか。

○町長（武廣勇平君）

一般論として、我々も人口減少で店舗に引き続き運営していただきたいという気持ちでありますのが一般的だと思います。過疎地のガソリンスタンドの事例をよく議会の皆様方にはお伝えしますが、何らかの手だてで地域の皆様お困りの食料品の購入ができる場を維持していきたいというときに、そういう既存の店舗が残ってほしいというお声があった場合は、それを条件にされるのはもちろんのことだと思いますし、譲渡の条件として考えることも一般的にはあり得ることじゃないかなというふうに思います。

○４番（吉田 豊君）

ということであれば、68号の議案については若干考えざるを得んですね。というのはね、用地全てがスタートラインに立った段階でも遅くはないでしょう。仮契約のままでいって、あとの残地の民有地とイオンさんの無償譲渡の約束ができて正式な無償譲渡の契約を交わす段階まで、今の東部興産ですか、あの方の今回68号で上がってる議案については、契約書は認めますけど、予算の凍結を要求するかもわかりませんよ。

○町長（武廣勇平君）

それは考え方ですね。P F I 事業はリスクの分担です。無償譲渡で得て、この建物と土地を不良債権を我々として処分しなきゃいけないリスクを、構想、事業者が決まる前にもらうことが決して町のためになるとは私は思いません。仮にS P Cが構成できなかった場合、この無償譲渡で得たこの建物、土地をどうするかということも含めて慎重に進めるべきだというふうに思っておりますし、それはパートナー、相手方もそのように考えておられると思います。

○4番（吉田 豊君）

そうなりますと、9月の定例で同僚議員から反対討論が出ましたように、どうなるかわからんような町長からそういうマイナス要因のような発言を聞いたら、私たちは審議できませんよ。

○町長（武廣勇平君）

今の進捗がそういう状況になると申し上げておりません。あくまでも事業者選定をして、S P Cが構成されたと同時に、土地、建物については無償譲渡という話を先ほど創生室長がしたとおりです。そこはリスクを負ってないわけですよ。先ほど吉田議員がおっしゃったように、なぜ全部取得してから考えないのかというふうな御提案がありましたので、そういうリスクを負うことになりませんか、土地と建物をいただいた後にS P Cを構成する手続を、通常の公共事業はそういうふうに進めますよね、土地をまず押さえてから公共建屋を建てていくと、そして、財源も自前で補助金を活用しながらやるということなんですが、今回は官民連携事業でございますので、商業施設、あるいはその入居先等がしっかりとある程度対話の中で予見できるような形を整えてから進めなければいけない。その前段で土地だけまず押さえるということについては、本当は慎重でなければいけないというふうに思っております。

○4番（吉田 豊君）

そうなってくると、2番で私が質問しております競争的対話の進捗状況、これに関連しますんで、質問要旨の2番のこの項について答弁を先にいただいてもよろしいでしょうか。それでは、この後は1番、2番を合わせた質問に変わっていくと思いますが。

○議長（中山五雄君）

先ほど4番吉田豊君からの議長に対しての要望が出ました。ここでイオン跡地の無償譲渡

の件で今からずっと話しても後々の時間が足りなくなりますから、吉田議員に対してもこれは申しわけないから、この件については一般質問の終わって議案審議に入る前に執行部との全員協議会を開いてやっていきたいなと、そういうふうな意見もその前も出ておりましたから、それでいかがでしょうか。（「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）執行部、構いませんか。（「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり）

そしたら、この件については中心市街地開発については後日、議案審議の前に協議をしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

議会の手続上、本会議から全員協議会に一回議案を、あるいは事業とか議案を振り分けてそこで審議することには私は賛成をいたしました。で、手続上、この議会の議決が必要だったりするのではないかというふうに思いますので、少し手続について学ぶ時間をいただけたらと思います。暫時休憩をお願いします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。今、執行部のほうから暫時休憩ということをお願いが出ております。暫時休憩することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午後 2 時 4 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○4 番（吉田 豊君）

1 番の無償譲渡の時期はいつかということで、今、ただいまちょっと休憩に入ったわけですが、この件についてはまだまだ時間を要するように私自身感じますので、議案審議の段階であと聞いてないところについては問いただしていただいて、最終的な判断を、私自身の判断をしたいと思います。したがって、あとのことも私にとっては重要な案件でございますので、2 番の農業振興についてからの執行部の答弁からお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

P F I の件はよかですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

それでは、質問事項の農業振興について、それから、質問要旨の 1 番、ドローンの購入時期と金額、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の質問事項２、農業振興、要旨１、ドローンの購入時期と金額について答弁いたします。

農業用ドローンの納入日は９月２０日でございます、そのドローン機材一式の金額は２,２０８,６００円でございます。

また、このドローンを飛行させるには技能認定を受ける必要がありますので、オペレーター技能認定を受けるための教習に係る経費として１１名分１,１８８千円の費用がかかっております。

以上で答弁終わります。

○４番（吉田 豊君）

９月２０日に２,２０８,６００円、それから、技能認定の講習用として１,１８８千円ということで今答弁がありましたが、これについては６月の議会で１００％補助という形で町費を予算化されて要求されとると思います。それを私たちが議決したんですが、もう既に３カ月をたとうとしてますが、通常、こういう補助金で導入された機種については、町長、あるいはまた議長にお披露目式というのが通常はなされると思うんですが、その予定についてお尋ねいたします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のお披露目式について答弁いたします。

まずもって、補助事業としましてドローンの購入金額、本体につきまして１００％補助で２,２０８,６００円でございます。また、オペレーターの費用経費につきましては５０％の補助というふうなところで当該金額の５９４千円を補助しております。

お披露目式をすべきではないかというふうな点につきまして、町より補助して導入しました農業用のドローンにつきましては、町内の多くの農地の防除作業を行われております上峰町無人ヘリ協議会に町が補助して導入しておりますので、この無人ヘリ協議会が主体に管理運営をされているところであります。

そういうところでありますので、お披露目につきましては協議会から要請があれば協力していくところで考えております。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

私の認識とちょっと違うようですが、ヘリ協議会が中心になってしていくから、ヘリ協議会から要請がなければいけないというふうな課長の答弁だったと思います。しかし、町からこれだけの補助金をもらうならば、協議会から要請がなくても産業課長として当然それはせんばいかんよと、するべきだというぐらいの指導は必要ではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問のところでございますが、無人ヘリ協議会に町が補助して無人ヘリ協議会

が導入しておりますので、無人ヘリ協議会の所有の持ち物でございます。その所有するのに係りましての補助をもちろん出しているところで、先ほど申しましたところにここが独自で管理運営をされているところと認識しております。もちろん農繁期等の時期的なスケジュールもございますし、先ほど申しましたとおり、そういったところでお披露目について要請があればというふうなところの答弁を差し上げておるところでございますが、もちろん導入につきましては適切に実施されているところを私がこの目で確認しているところでございます、そういった適切に運営されているところと認識しているところでございます。

○町長（武廣勇平君）

ただいま産業課長が答弁したのは、ほかの類似の町から拠出しているさまざまな事業ございますけれども、補助金と委託費の違いかなというふうに思います。

委託は基本的には我々が委託するわけでありますので、自治体が主体ということになりますし、補助についてはその行為を行う個人であったり、団体であったりが主体となるということが大きく違うし、ほかの教育委員会関係の事業においてもそのような関係が成り立つと思っています。

ただ、実際このドローンを導入する前のやりとりの中でお披露目式についてもいろいろ意見があったことを記憶しております。とする間に、1度何か記事にもなったような、どこか取材されたような気もしたので、あっ、実施されたんだなんて私なんか思っておりましたが、それがお披露目式ということだったのかちょっと記憶しておりませんが、何にせよこちらからそういうことを無理強いすれば、農繁期に影響を与えるんでないかというところで産業課長は答弁したまででございますので、もし、議会の皆様方からの声が上がっていることもあわせてつけ加えさせていただきながら、そのヘリ防除の団体にそういう用意ができるだろうかということをお聞きしながら確認作業はさせていただきたいと思ってございます。

○4番（吉田 豊君）

どこが中心、主体であれ何であれ、少なくとも町の税金を3,000千円近くの金を補助金として流して、おかげでこういう機械を買えました、今後こういうふうに運営をやっていきますぐらいの、やはり町なり、議会の議長に対しては当然、私はやって当たり前と思うんですが、課長の考えはいかがでしょうか。それでもやるつもりはないとですか。

○町長（武廣勇平君）

後ほど産業課長にも答弁させますけれども、基本的には補助金的な扱いをしてきておりましたし、農機についても補助を出しながら購入をされてる各営農組合ありますけれども、機械利用組合もありますけれども、その都度、都度、お披露目式をしたという経緯はなかったものですから、先ほどのような答弁になったものと御理解いただければと思います。

ただし、ドローンといいますと、先進的な省力化等に役立つ機器でございますので、こう

したお声もあるということを確認させていただいて、後ほどまた議員の皆様方にもその確認後の状況をお伝えすることになると思います。

産業課長の意見については、ただいまから答弁させます。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のところで、基本的にはその都度確認して、こういったお披露目会的なところを企画するところかと思います。ヘリ防除組合のほうにこういった内容のところで議会から要望が上がっているということをお伝えしまして、そういったところでヘリ防除組合のほうにおつなぎして、この開催については考えていきたいというふうなところに思うところでございます。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

あのですね、課長、議会が言うたからお披露目式をせろということじゃなくて、あなたは事務方のトップとして町の補助金を、町の税金をこれだけ使うて、こういう今までヘリ防除ができなかったところに、こういうふうの有効に活用できますということぐらひは我々にも見せるのが私は普通だと思うんですが、課長はそうは思いませんか。

○産業課長（日高泰明君）

議員の再質問のところでお答えいたします。

繰り返すところになるかと思いますが、認識的には基本的にこのヘリ防除運営協議会が主体的なところで運営されておりますところでありますので、そういったところで確認作業は事務方のほうで行ったところでございます。もちろん議員の皆様がこういったところで通常常識的なところというふうなところでおっしゃられるところも勘案しますので、こういった内容についてヘリ防除組合のほうにお伝えして、ヘリ防除組合からの要請、協力依頼につきましては産業課のほうでも対応してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

事務方のトップとしての考え方は次の２番の項目とも関連しますんで、一応とりあえず１番はこれで終わりました２番の答弁からお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の２番、ドローンの多目的使用の考えは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の質問事項２、農業振興、要旨２、ドローンの多目的使用の考えはについて答弁させていただきます。

農業用ドローンにつきましては、スマート農業の推進を目的に多くの農家の防除作業を行

う上峰町無人ヘリ運営協議会に対して町が補助して導入に至っており、防除作業を行うことが目的であるため、農薬散布の機材しか装備しておりません。災害時の空撮など多目的用途の使用については想定外のところであり、また、空撮の対応ができるドローンについては文化課が所有しておりますので、農業用ドローンを災害等で多目的に使用することについては想定しておりません。

以上で答弁終わります。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと紋切り型の答弁になりましたが、もちろん検討はしました。しかしながら、この災害用ドローンというのはみずから運用する場合と提携する場合が確かにあります。その場合、提携する場合に求められる責任というのが非常に高いということがわかりました。

まず、保険ですね。保険については損害賠償保険への加入が必要です。多くの場合は消防庁が所管をしておりまして、ドローンの管理運営をですね、機体保険及び人に対する損害保険でですね、例示すると、10億とか5億の補償額合計としている事例もあるぐらい、保険契約上、メーカーの推奨する時期、方法など、メンテナンスの実施などを行うほか、飛行に関する法令や内規の遵守が必要であると同時に、安全配慮義務はもちろん課されてまいります。

また、航空法上の取り扱い等もございまして、この辺について消防行政に深く経験と実績のあるところで消防行政に携わった人たちが今現在やっているということもあります。

また、この総務省消防庁では消防防災分野における無人航空機の活用の手引き等を細かく示しておりまして、もちろんこの中に財政措置等の項目もございます。要するに使用が厳格に決まってるんですね。例えば、夜間飛行において、サーモとか、先ほど言いましたアタッチメントだけでなく、降雨時に安定飛行をすることができるだとか、あるいは災害用ドローンであると、150メートル以上からも4Kカメラ、もしくはハイビジョンで写すことができるアタッチメント、あるいは機体、こうした要件が決まっておりますので、そうした意味から、我々としましては消防団のほうに研修に行っていました、1人。そうした消防を担う立場の人たちでそれにふさわしい機体等を購入することのほうが、いろいろ煩雑な手続をクリアして、また、農繁期に無理やり緊急対応をお願いするということがないようにする上では、非常に賢明ではないかというふうに判断をしたところでございます。

○4番（吉田 豊君）

飛行に対してはいろんな規制があるということは理解をしたところでございますが、ただ、私が言いたいのは、せっかくこれだけの高額の近代的な機械を買うんだったら、ほかにも多目的に使用ができるような機械であれば、そういう使用をできるような補助金の要綱をつくってあるのかどうかというのが私は一番の質問なんですね。で、補助金要綱では、町長の要請、今、町長答弁の中で、余り使う予定はないような話だったんですが、しかし、どういふふうな事態が発生するかわかりませんので、もし、必要と町長が認めた場合については協

力をしなければならないというふうな一項は要綱の中に入ってますか。

○町長（武廣勇平君）

災害用を想定してこの議会の中でも質疑を踏まえて購入したドローンではないということから考えますと、そういった多目的使用というものは、町長、あるいは町の求めに応じて対応しなければいけないという強制力のある形で盛り込まれてはいないと思います。ただし、このドローンを導入するときには災害用にも使えたらいいなというお声を言われた方も存じ上げておりますし、そうした活用ができればいいなというふうに私自身も思っていました。

で、先ほどちょっと加えて申しますと、一番の問題は法的責任ですね。提携先みずから運用する場合と提携する場合がありますけども、提携先に対しては、飛行に伴う事故による損害に対しては提携先が対処するということが基本になります。ヘリ防除団体についても、これは他団体というふうに位置づけなきゃいけないことになりますので、そうしたところで責任の所在を曖昧にしてはいけないということが非常に決め手となって、やはり災害用ドローンについては別途考えていくべきだというふうな考え方になっているところでございます。

要綱の中身については産業課長が答弁いたします。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の補助金交付要綱の中の規定についてですが、吉田議員の御質問のところでありますような非常時、町の災害時にこれについての貸し出し使用についての要綱の規定は入っていないところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

要綱には入っていないということですが、なぜ入っていないんですか。なぜ入れなかったんですか。あらゆることを想定して要綱というのはつくるべきだと私は思いますが。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの入っていないというふうなところの理由でございしますが、補助金交付要綱の中の中身としまして、まず、補助金交付要綱としましてはその補助金を適切に交付するというふうなところの内容でございまして、その中にももちろん検討するところで多目的利用についてのところの規定を入れるというふうなところのお考えもありますが、こういったこの農業用ドローンにつきましては、農業用ドローンを緊急時、災害時に利用するというふうなところの検討をしますところの機材がついておりませんので、そういった機材がついていないというふうなところと、町に災害が起きたところで、その緊急の運搬対応につきましても運用なさるヘリ防除協議会の農家の方たちがされるわけですので、そういったところの危険性、また、ドローンの使いましたところの破損の危険性等を含めまして、やはり災害時での対応はこのドローンでは無理じゃないかというふうなところで、農業用ドローンの多目的使用については消極的に考え、こういったところの規定を入れてないところでござ

います。

○４番（吉田 豊君）

アタッチメントがついてないということなんですけど、本体から購入する場合とアタッチメントを一部買うのとは金額的には比較ならんくらい安いんじゃないですか。せっかく導入したら、いろんな形で使えるように要綱は私はつくるべきだと思うんですが、そうじゃないんですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの農業用ドローンにつきましては、アタッチメントはついていないというふうなところ、農業用のドローン自体にそれを装備するところがありませんので、そういったところの検討はございませんでした。この農業用ドローンにつきましては、これ専用のドローンでございますので、汎用目的のこういった機材の装備を追加するようなところではございません。また、そういった装備の追加もできませんので、そういったところの検討はしていないところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

だから、先ほど申しました機体自体が、適、不適があるということは御理解いただきたいと思えますけども、もっと複雑な、先ほど責任の所在とかということもありますが、もちろん最初から要綱にいろんな汎用性を考えて要綱をつくっていくということやる上では、例えば、今問題になっています連携先に災害用ドローンをお願いするということで、データの抹消とか、いろんなものが写り込みますので、個人情報や撮影後の映像の取り扱い等も恐らくいろんな取り決めをしなきゃいけないと。それよりも何より、まず、農業用ドローンとしての活用をまず考えたということでございますので、もう少しこの活用の仕方として災害用の使い方がある部分があるのであれば、そこは我々としても研究していきながら、どの辺まで要綱をさらに広げてつくっていくことができるか、引き続き研究はしますけども、機体自体非常に難しいということは先ほど産業課長が答弁したとおりでございます。（「わかりました。先に進めてください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の３番、令和元年産水稻・大豆の減収に対する施策及び救済措置の考えは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の質問事項２、農業振興、要旨３、令和元年産水稻・大豆の減収に対する施策及び救済措置の考えはについて答弁させていただきます。

水田農業について国の施策である経営所得安定対策等を活用して幾つかの助成を行ってい

るところでございます。

その中で新規需要米及び加工米については、7月、8月の豪雨や台風等の影響により、十分な収量が得られなかったことから、出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合は交付金の対象外となるところを、JAと協議し、収量を補正する措置を国に対して行い、交付金の不交付を回避したところであります。

次に、当年産の収入額が標準的収入額を下回った場合にその差額の9割を補填する米・畑作物の収入減少緩和交付金につきましても、収入減に伴うセーフティーネットとして活用されているものでもあります。

また、園芸施設に対する支援になりますが、県補助事業である営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業に取り組む計画を補正予算に計上しております。この事業は、7月、8月の豪雨や台風による被災について、営農の回復のための生産資材等に対し補助を行うものです。

今後も国、県の動向に注視し、補助事業を活用しての取り組みにより支援していきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○4番（吉田 豊君）

先ほど課長のほうから経営安定対策、これは国の施策であって、私が言いたいのは、佐賀県の当町では収量が減収6割という、6割しか収穫がないということなんですけど、実際の農家の所得に対すると、いわゆる乳白米、腹白と言いますが、乳白米が多いために、今までの特Aのランクがよくて3等米なんです。その単価差というのが、1等米、2等米、3等米というふうに格付されるんですけども、等級間格差の金額まで加味すると、恐らく農家の所得は半分以下に落ち込むだろうということで、町の施策として何かできないのかということをお尋ねしたんですけども、回答がなくてませんので、もう一遍回答をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員再質問のところ町独自の施策はというふうなところと捉えまして答弁させていただきます。

端的に申しまして、こういった収量減のところにつきましては国のセーフティーネットである農業共済や、先ほど申しましたナラシ対策、または、収入保険制度によるところで、これを活用しての、国のセーフティーネットを活用して対応されるところで考えておりますので、町としまして町独自の施策というところは考えていないところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

加えて答弁申し上げます。

これ国会でも話になりまして、佐賀県の稲穂が、予算委員会の席だったと記憶してはいますが、紹介されて、しょっぱい塩害被害に遭っているということで紹介をされました。現在

の共済は、数量に対して担保されてるものであって、質の低下についてはその対象になっていないというようなやりとりがされたところです。

ただいま申しました共済措置については、こうした塩害であったり、質の低下、2等米、3等米、きっとふえると思いますんで、その辺の収入の補填には当然ならないわけでありまして、米・畑作の収入減少影響緩和交付金については、先ほど申しました当年産の収入額が標準的収入額を下回った場合に、差額9割が補填されるということでございますので、そのあたりで見ていくことになるのではないかと考えてございます。

○4番（吉田 豊君）

この項についてはこれで最後にしたいと思いますが、参考までに申し上げますが、昭和43年から45年ごろ大干ばつがあったんですね。そのときに大字堤地区の以前は耕地整理という表現をしとったんですが、今はもう圃場整備がされて立派な水田ができてますが、当時は消防車を持って行って、消防車を2台、ポンプをつないで田んぼに水を給水したことがあるんですよ。で、それをしながら、各農家では待てんで、さくせん、井戸を掘って自家用の田んぼに水を供給して、水稻の枯死を、枯れるのを防いでしたことがあるんですが、そのときにやっぱりこれはもう重大問題という形で補助金を、ポンプを設置した方に対する補助金を出した経緯があるんですね。だから、国の施策、あるいは共済に任せるんじゃなくて、こういう事態が発生したときは、産業課長、少なくとももう少し親身になって農家のことを考えて施策を打ってもらわんと、あなたの任命責任を問いますよ。これで、答弁要りません、最後にします。あと進めてください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、防災対策、質問要旨、切通川の堤防決かい箇所の復旧見通しは、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項3、防災対策、質問要旨1、切通川の堤防決かい箇所の復旧見通しはという御質問に対し、お答えいたします。

当該河川は県管理の1級河川となっており、県のほうで災害対応されているところでございます。

今月に財務省協議を実施されると聞いており、終了後、年内に工事発注され、年度内の完了予定で進められているところでございます。

なお、工事用仮設道路が必要であり、被害を受けた農地の借用についても所有者の方及び耕作者の方との調整が進んでいると聞き及んでおり、被害農地の復旧についても同時にされるのではないかと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。（「結構です。先に進んでください」と呼ぶ

者あり)

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、インセンティブ事業、質問要旨の1番、今年度の事業利用者の状況とその管理台帳の整備状況は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の質問事項4、インセンティブ事業、要旨1、今年度の事業利用者の状況とその管理台帳の整備状況はに関して答弁をいたします。

上峰町健康づくり事業要綱に基づき、町内のスポーツジム等と連携し事業を進めております。

インセンティブ事業の上峰町健康づくり事業の利用者状況としましては、8月より一月平均57名の方が利用をされております。

管理台帳の整備状況につきましては、利用実績や健診受診状況及びがん検診受診状況についてデータベースでの管理を行っております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

健康福祉課長にこれはお願いになると思うんですが、私の考えでは、スポーツジムのほうに行って筋力トレーニングをして、要介護者が出ないような健康づくりをしていただきたいということでお願いして実施してきたのがこのインセンティブ事業と私は認識をしております。

したがって、この結果が出るためには、やっぱり5年、10年ぐらい長いスパンでかかってくると思うんですね。だから、町内のどの方が何月は何回、で、何年から何年継続してされておるといような個人、個人の管理台帳をつくっていただけないか、そして、管理をしていくべきじゃないかというふうなことでちょっとこの質問を上げたんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの個人の管理台帳の整備ということの御質問かと思えます。

現在も個人の利用者の状態については台帳を先ほど申しましたように整備をしておりますで、8月から開始しました一月、個人のどの方については何日ジムを利用されているというところを現在把握している状況でございます。ここについては継続して個人の状況を見ながら、この方たちが介護の状態につながらないような取り組みにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「結構です。先にお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、長期スパン（5～10年）でのトレーニングが必要ではないか、その対策は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉田議員の質問事項4、インセンティブ事業、要旨2、長期スパン（5～10年）でのトレーニングが必要ではないか、その対策はに関して答弁をいたします。

昨今、さまざまなトレーニングが広く普及をしており、継続して行うことで高齢者でも運動機能は向上をし、日常生活上の活動に好影響を与えることが報告をされております。基礎体力の向上は、立位、歩行への好影響とともに、日常生活上の自信や閉じこもりの防止にもつながっております。

トレーニングを継続することは社会的にも身体的にも有効であるため、保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

今のお答えで十分だと思うんですが、ただ、インセンティブというのを広辞苑で調べたんですよ。そしたらね、目標への意欲を高める刺激、特に企業で与える報奨金等というふうな。やっぱりこのジムに行って健康づくりにされる方の、例えば、ジムのオペレーター、指導者あたりに聞いて、最低月何回はそのジムで体力増強せにやいかんとか、年何回、最低年何カ月はせにやいかんとかという、そういうものを紹介していただいて、で、それをクリアした方々に対しては、何年に設定するかわかりませんが、例えば、1年それをクリアした方に対しては何らかの報奨を出すとか、2年、3年、5年、10年という形でずっとこの事業を利用している方々の意欲を高めるような何か施策を考えられんかということをお尋ねします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの目標を設定してクリアをした方について段階的な報奨はということの御質問だったかと思います。

インセンティブの考え方としては、議員おっしゃいましたように、きっかけづくりとして取り組むべきところでございます。私どもとしましては、事業実施の効果は単年度ではあらわれにくいということで、国のガイドラインに沿った中期的な実施が望ましいということで考えております。1段階としては参加へのきっかけづくり。2段階目ぐらいとしては健康づくりの意識の高まりが醸成されているかどうかの検証、また、参加者の継続率ですね。それから、3段階目ぐらいとしては個人の行動変容に寄与しているかどうかを検証するということになってくるかと思います。

インセンティブづくりの今後の考え方になりますが、きっかけづくりとそれが習慣化するまでの継続支援として実施をしたいと考えております。最終的には本人に健康に対する問題

意識が芽生えまして、インセンティブがなくとも自発的に積極的に健康づくりの取り組みを継続していただくということが最終の目標と、理想とする姿だと思っておるところでございます。

以上でございます。（「結構です。あと進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の５番、あおり運転対策、質問要旨、町長の研究成果は、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

私のほうからは吉田議員の質問事項５、あおり運転対策、質問要旨１についてお答えをいたします。

国土交通省は、2016年１月のスキーバスの転落事故を受け、同年11月にバス会社に対してのみドライブレコーダーの設置を義務づける告示をしています。国土交通省が全ての車両への設置を義務づけない理由といたしましては、ドライブレコーダーを搭載しても取得したデータをもとにドライバーに対し安全運行など適切な指導を行う標準化されたマニュアルがまだ事実上ないこと、それより問題は、大量の取得データの解析に係る業務量が煩雑なため、事故が発生しない限り、活用されないまま放置されることが予想されるからだということです。また、ドライブレコーダーにドライバーが馴致してくると、当初の緊張感が薄れ、事故への低減効果が期待できなくなるおそれがあるためということであります。

本町といたしましては、国の考え方、基準がきちんと示されるのを待ち、町民の皆様きちんと説明ができるようになってから活用していくべきだと考えますので、もうしばらく様子を見させていただきたいと思っております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。（「結構です。先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の６番、学校給食、質問要旨の１番、新たなパン業者の選定は、試食はしたのか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員の質問事項６、学校給食、要旨１、新たなパン業者の選定は、試食はしたのかという御質問についてお答えをいたします。

10月分から新たなパン業者のパンを購入しております。選定におきましては、佐賀市内及び鹿島市で学校給食用パンを取り扱っている業者がありました、その中で国産小麦粉を使用した給食用パンを供給しており、104校、３万2,586名分のパンを取り扱っているという実績

と信頼のある業者に引き受けていただきました。小麦は佐賀県産のパン用小麦ニシノカオリを100%使用してあります。外国産小麦に比べると、発酵の調整が難しいけれども、佐賀県産にこだわっていると言っていたいております。

試食につきましては、佐賀市内の工場へ出向くとともに、直売所で販売されている給食用パンを購入し、試食をいたしました。議員からも子供たちが食べなければ意味がないという御指摘もいただいていたので、試食の結果、パンの小麦の風味、膨らみについても、今までのパンと遜色ないことを確認し、早急に契約を進めてまいりました。

小・中学校からも、変更から2カ月6回のパン給食があっておりますが、教職員、児童・生徒から不満の声は出ていないとの報告をいただいております。

なお、事前に学校給食用パンの全ての種類についてその業者さんより成分表を提出していただき、学校給食栄養士の確認のもと、栄養価やアレルギー対応についても確認をいたしました。

小・中学校とともに協議を進め、契約をした次第でございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

新たなパン業者と契約をしたということなのですが、公表できるのであれば、業者名をお知らせいただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

こちらは私も公表してよろしいものと思っておりますので、御案内をさせていただきます。有限会社堀江製パンでございます。

以上です。（「先に進んでいただきたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、高たん白含有麦の作付は可能か、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員の質問事項6、学校給食の要旨2、高たん白含有麦の作付は可能かという御質問についてお答えをいたします。

今回使用してございます佐賀県産パン用小麦ニシノカオリも高たん白含有小麦として準強力粉の部類に入る品種でございました。

御質問の高たん白含有麦ですが、議員御案内のチクゴイズミやミナミノカオリという西日本で栽培できて、たん白質含有量が高い強力粉の分類に入る品種がございました。近隣ではミナミノカオリが神崎市や吉野ヶ里町内で作付され、吉野ヶ里町内の共同乾燥調整施設で受け入れをされておりました。

農業団体の役員の方に御意見を伺ったところ、9月議会で議員に御案内いただきましたと

おり、高たん白麦は肥料の施肥量で高める品質とのことでございました。また、圃場の水はけにより収量に極端に違いがあるという品質でもあるそうです。

なお、パン用小麦への交付金は麺用小麦より割高であり、圃場の水はけ、適期播種、施肥管理などが可能な生産者であれば、採算は合うという御意見をいただきました。

なお、三養基地区の共同乾燥調整施設管内ではシロガネコムギとビール用のサチホゴールデンを指定しているので、すぐにミナミノオカリ栽培となると、乾燥は個人にお願いすることになるとのことでございました。

また、新しい品種を共同栽培する場合は、まず、個人に栽培を行っていただき、需要について数年様子を見た後、生産組合と協議を進める段取りとなるとのことでございました。

ミナミノオカリの普及は給食を担当する者として喜ばしいことであり、引き続き農業団体の御指導、御協力を賜りたいと考えてございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

吉野ヶ里の話が出とったんですけど、パン用の小麦はみやき農協の売れる麦をつくろうという暦の中には、この辺ではサチノカオリという品種がございます。これなぜ言わんやったかというのはあなたがどれぐらい努力してくるかねと思うて期待して9月には言わんやったわけよ、品種を。例えば、個人に頼むよりほかなかということなんですけど、あなた方がまず安全で安心な給食するという大基本の前提に戻れば、いつも私が言うように、地産地消なんですよ。だから、上峰支所の営農技術員あたりにさい、あるいはうちの産業課長に相談して一緒に行ってもらって、地産地消でしたいけんが、この辺でできるパン用の小麦の品種は何かとか、どういうふうな栽培の形態をとればできるのか。例えば、学校給食で間違いなく使うという形になれば、機械利用組合だつてつくりますよ。地産地消でどうでん買うということであればね。だから、ここまで調べてもらうたのに対しては一応敬意は表しますけど、やっぱり実際地産地消ということのを頭の中に置いて、念頭に置いて、どうすれば地産地消の小麦がつくってもらえるのかということで、まずは、やっぱりうちの産業課長と一緒に行って、営農指導員あたりに協議をして、それで、それを具体的にいつからどがんするという作業形態をとっていつ、実際の作付する利用組合等と協議をしていけばさ、できると思うんですよ。だから、あくまでもよその話じゃなくて、上峰の学校給食の地産地消をどう確立するのかという形で研究をしていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

機械利用組合との御協力、貴重な御意見本当にありがとうございます。

1つ、済みません、先ほどサチノカオリ、こちらについては私聞いたときにはフランスパン用の小麦ということで農業団体の方からお話いただきましたので、答弁の中では差し控えさせていただいたところでございます。大変失礼をいたしました。

また、私、先ほど申しましたその農業団体の役員の方は、農協三神エリア営農部、そちらの農協上峰の部長さんとお話をさせていただいたところでございます。

また、産業課長とはこの件についていろいろと情報交換をしたところでございますが、現在のところ、その共同乾燥施設、そちらのほうのネックであったので、少しお話が滞っているところでございました。

今後、機械利用組合等協力いただけるということであれば、本当にまたありがたいところでございます。よろしく御指導お願いいたします。ありがとうございます。

○４番（吉田 豊君）

生産はしても、後の乾燥調整が確かに言われるようにどうかということ問題ありますが、やはり我々もカントリーの利用の組合員ですから、組合員の要求にはカントリーの運営委員会もそれは当然尊重して我々の意見を尊重してするようになると思うんですね。やはりもう基本は教育委員会がやっぱり上峰産の小麦でパンをつくったやつを子供たちに食わせる、そのゆがみない強い意志を持って当たれば、問題解決はすると思います。あなたの決意を最後に一回聞かせてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

心強いお話をいただきました。本当にありがとうございます。私も地産地消ということで吉田議員とともに同じ方向で常々考えてるということをお話をさせていただいておったところでございます。今後ともパンのつくってるほう、先ほど御紹介いたしました業者さんとも地産地消ということでいろいろとお話はさせていただきました。また、今回の上峰町のほうでこのパン用小麦が可能であれば、なお本当にうれしいことと思っております。今後も農業団体の役員の皆様、また、生産組合の皆様、機械利用組合の皆様、機会あるごとにお話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の３番、契約違反の業者に対する損害賠償請求の考えは、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員の質問事項６、学校給食、要旨３、契約違反の業者に対する損害賠償請求の考えはという御質問についてお答えをいたします。

今回の件について法律の専門家に損害賠償請求について相談をしているところでございます。調査では、パンなどの学校給食用基本物資に係る売り渡し価格表ではパンに３種類の規格があり、提供されていたのは佐賀県産小麦５０％とアメリカ産及びカナダ産小麦５０％で製造されたパンでございました。納入業者の考えは、使用しているアメリカ産、カナダ産小麦は

国の基準を満たしており、安全性については問題ないとの認識でございますが、私ども納得いくものではございません。引き続き法律の専門家と協議を進めてまいります。

以上です。（「結構です。私の質問終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

6 番原田希君、お願いします。

○6 番（原田 希君）

皆さんこんにちは。6 番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これから一般質問をさせていただきます。

今回、大きく3点質問を出させていただいております。午前中からの同僚議員の質問とこの3点全てかぶっております、私の質問も重複する部分が多いかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、大きく1点目、公共施設整備についてということで、武道館及び社会体育センターの計画についてということで、この武道館についてはここ数年来、多くの議員の皆さんがいかがけんこの建てかえが必要じゃないかということで質問をされてこられた中で、やっときちとした調査、学校を含めて、建物診断、それから損耗調査というのをきちっと教育委員会のほうでやっていただいて、武道館については建てかえという方向を9月にお示しをいただいたところでございます。その中で、さまざま検討をやった結果、今のところ、一番有力な場所としては中心市街地だということで、町長のほうにお願いをされて、これから今回補正予算にも上がっていると思いますけど、調査をやっていかれるということでございます。

今のところ、その中心市街地が最終な決定場所ではないということを9月にも教育長答弁の中でおっしゃられておりました。この武道館、それから社会体育センターについては、教育委員会ではまずどうするかという協議をなされたと思いますので、そこらあたりの協議の内容といたしますか、方向性といたしますか、そこも踏まえて、計画ということでお尋ねをさせていただけたらと思っております。

それから、大きく2点目、中心市街地活性化事業についてということで、これも午前中からお話が出ておりました。今回、新聞報道もなされたということで、先ほどの1項目めと関連する部分ではございますが、スポーツのそういった武道館、現在ある社会体育館の機能を備えた、またプールも備えたようなスポーツの複合施設ということで、新たに可能性の調査をされ、やっていかれるということでございます。そこら辺も含めたところで、現在の進捗と、これまでもずっと協議をやってこられてますし、3月、6月、9月、お尋ねさせていただいた中では、9月においては競争的対話は最終的な詰めの段階というようなお話もいただいておりますので、そこに新たに新しい機能をという話になってくると、午前中では追加という考え方で、一たんゼロになるということではないというようなお話もありましたので、

そのあたりもちょっと再度お尋ねをしたいなというふうに思っております。

要旨の2項目めとしましては、毎回出させていただいています今後のスケジュールはということで、特に何か最近ですね、募集要綱にあった大まかなスケジュール、新聞報道でも2021年7月にオープン予定というようなことも出ておりましたので、ここ最近、何か特に進んでないんじゃないか、おくらしているんじゃないかというようなお話も、議会でもそういった声も結構皆さん聞かれてると思いますけど、お話を聞く機会が多いと感じておりますので、そう言いながらも、お尻に合わせてばたばたと中身をはしょってというのも、何かしつかり議論をしてくださいという話をこれまでさせていただいております。その辺の行政としての何といいますか、スケジュール感、そういった——これも午前中からのやりとりで、特にそんなにおくらしているとは思っていないというような話であったというふうに思いますので、再度そこら辺もちょっとお聞かせいただければなというふうに思っております。

大きく3点目、消防団の充実についてということで、これも午前中、同僚議員の質問で回答が出ておりました。質問要旨の1、第3部格納庫の移転に向けた用地の選定の進捗はということで、平成30年には大体予算がついてこの場所にあるという場所が、ちょっと事情があつて、用地を再選定しなければならなくなったということで、3月に質問させていただいたですかね、そのときにはとにかく用地を、次の候補地をきちっと決まらんことには進まないというお話でありました。午前中の話で、役場北側というお話があつていましたので、そこはちょっと理解をしましたが、再度お答えをいただければというふうに思います。

要旨の2番目、移転に向けた現在までの取り組み内容はということで、前回、進捗ということで聞かせていただいた中で、再度、関係する皆さんにもう一回話を聞いていかなきゃならないというようなお話もありましたので、ここに関しては、3部の団員さんの意見を聞かれたということは私も理解しておりますが、あえて、ここでこういう取り組みで団員さんの何といいますか、きちっとした思いを受けましたよということを残してもらいたいなと。1回やったのに、またもう一回やり直していますから、そういうことが何回も何回もないように、きちっと皆さんの意見をまとめて把握しましたというところをちゃんとここで残しておいてほしいなというところで質問として上げております。

最後、要旨の3つ目ということで、今後のスケジュールはということで、これについても大まかなめどは、坊所南北線の改修に合わせてというようなお話もありましたが、再度、お答えをいただければというふうに思います。

以上、質問事項でございます。よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、公共施設整備について、質問要旨の1番、武道館及び社会体育センターの計画について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんこんにちは。原田議員の質問事項1、公共施設整備について、質問要旨1、武道館及び社会体育センターの計画についてという御質問でございます。

御答弁いたします。

体育施設等につきましては、本議会におきましても以前より老朽化等の御指摘をいただいているところでありますが、9月の第3回定例議会におきまして答弁いたしましたとおり、町に対しまして中心市街地への移転新築の要望を相談し、検討をお願いしているところでございます。

また、移転新築がなされるまでの間につきましては、体育施設等を従来どおり利用していただくため、適切に維持管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

本案件につきましては追加設定ということで、今回、私どものほうにもいろいろ影響があるところかというふうに考えております。

これまでの議会の中のやりとりでも、例えば、体育施設の老朽化等、それに関しましての質問や要望事項、これによる御指摘というのは過去にもなされておったというふうに記憶をしておるところです。今回、体育館等という形でしておりますけれども、老朽化により、今後、大規模改修であったり、建てかえが必要と予測されているようなもの、これについてもいずれ、現在の位置で行うのか、別途場所を選定して行うのかなどの判断をしてですね、どこかの時期で対応していくことになってあったんだろうなというふうに考えておるところでございます。そういう思いをすれば、今、可能な範囲で検討しておくということは決して無益ではないのかなというふうに私どもは考えております。

私どものほうでも体育館であったり、武道館であったり、プールであったり、いろいろな可能性を一たん盛り込んだ上で、全体的な規模感から計画、そして整合性にマッチするのかなのかなということを経験していきたいというふうに考えています。しかし、一方で、それにより規模感が合わなかったり、経済性が合わないなど、そういった状況が生じた場合には経済性や技術的な側面も含めて、検討の上、絞り込むというふうな局面も場合によっては想定しなきゃいけない作業かもしれません。ただ、計画に追加する現段階におきましては、一たん俎上に上げてみようということで、盛り込んでいこうということで考えているところでございます。

創生室からは以上です。

〇6番（原田 希君）

9月でも教育長の答弁としては、最終決定ではないということでもございましたし、今、創生室長の答弁がありました、可能な限り、計画にマッチするかを調査するというところで、その一方で、規模が合わない場合、そういった場合は絞り込む場合もあるということでもござい

ました。教育委員会で、まず、そもそも武道館をどうしていくのかという協議の中で、今現在は建てかえ、そして有力な候補地は現在進んでいる中心市街地だということで、今お願いされてると思うんですが、一番有力は今あそこだと。一方で、調査の結果、そこにすぐわない場合もあるということでございますので、協議を踏まえて、今そういう流れになっています。ということは、もし、そうならない場合の想定もされているというふうに思いますので、よければ、教育委員会での協議の結果、例えば、第2、第3の候補地、もしくは、その場所で行くのかという話も当然持つてあるというふうに思いますので、よければ、そのあたりのお話も聞かせていただければと思います。

○教育長（野口敏雄君）

原田議員の御質問にお答えしたいと思います。

冒頭にちょっとお断りしておくのは、一番有力、2番手はどこ、3番手はどこというふうに順位性まではまだはっきりとは確定できていないのが現状でございます。流れからいきますと、昨年度もそうでしたけれども、この本議会においても武道館の老朽化であるとか、いろんな御指摘をいただいております。そして、やっとことしの3月に先ほど議員からもありました建物損耗調査が実施できまして、ある意味、専門家の目による建物の状況というのがわかってまいりました。そこで、やはり思い切って建てかえであるとか、床の問題もありましたので、なくてはならないということで、具体的な協議に入っていったわけなんです。

その中で、解決しなくてはならない課題が幾つかありました。特に、武道館については使用者の多くが中学生が多かったわけですね。今も中学校の敷地外ではありますが、すぐ隣にありますし、ある意味、学校の施設のような感じで使えていたという、非常に利便性があったと思います。しかし、じゃ、そこだけでしか考えられないのかということで議論も進んでいったわけなんですけれども、もし、違う場所につくるとした場合にはどういう条件が今度が必要になってくるのかというふうなことも議論の中では出てまいりました。

それからもう一方では、武道館というのは練習をするだけではなくて、やはり外部からの、例えば、練習試合をするであるとか大会をするであるとかいうようなところ、そして、町民だけではなくて、町外からの利用者にも門戸を開くべきであろうという考えもありましたので、もっと車が来やすいところであるとか外部の人からも案内がしやすいところであるとかいうようなところという議論も一方では入っております。

そういう議論をしている中で、中学校側、校長先生たちと関係者と話していく中で、これもちっと9月議会でお話ししたところなんですが、必ずしも中学校に隣接しているとか、近くがいいに越したことはないんですが、少々の距離があっても武道館としての利用は中学校でもできると。近隣の中学校でもそういったところは幾つかありますので、そういう中学校側からのお話もいただいた。そういうさなかに、中心市街地活性化事業のサウンディング

調査がどんどん進んでいっているさなかでしたので、幾つということは、ちょっと具体的な数は避けたいと思うんですが、幾つかの場所の案も持っていた中に中心市街地もいいんじゃないのか。やはり距離的な問題、あるいは外部からの利用の問題等を含めたときに、そして武道館だけというんじゃないくて、体育施設等も含めた複合施設としての設置であれば、なおさらいいんじゃないかという話にたどり着いたわけなんですね。一方では、先ほど言いましたように、サウンディング調査等が進んでいました。時期的は難しいと思いながらですね、9月議会の直前に町長のほうに相談をしたというのが実際のところなんですね。

そうしましたところ、先ほど創生室長も言いましたように、組み込んでいただいて、改めて、武道館や体育センターを含めた上での事業としての提案をまたしていただくような形になってきているということで、結果としては、市場性的の問題等がありますので、どうなるかというのはわからないところですが、万が一、ここが難しいという結論に達した場合には、我々のほうでは、まだ複数の腹案も持っております。どれが一番いいのかというのも、まだまだ順位性を確定するまでには至っていないところでもありますけれども、やはり何といたっても利用者のため、そして町民、今後を考えた場合には町外からの利用ももっと広がっていくようなそういう体育センター、コミュニティー的な意味合いを持ったところで設置ができればというふうな方向性は持ってるというところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

万が一の場合は別のということで想定をされてるということでございました。

今、中心市街地としてお願いされてる分で、先ほど創生室長からも答弁がありました、今後また建てかえ等が、要はプールだとか社会体育センターも必要になってくるということで、一番いいのは、あそこで複合施設として進められたら一番いいというお話の中で、だめな場合は次の候補という協議もなされているという御回答でありましたが、万が一、可能性として中心市街地はないとなった場合、別のところということで考えられると思うんですが、これまでの話の中では、武道館は当然調査の結果、建てかえが必要だと。今回、ちょっと中心市街地に可能性を見る調査をするに当たって、10年後、改修が必要な——ちょっと年数はわかりませんが、そこも一緒にやれたらいいよねという話で可能性を探っていかれる中で、これが万が一だめな場合、別の案としてある候補地には複合施設として考えられているのか、それとも、当初あった武道館、それだけをぽんといくものなのか、プールとか社会体育館は今までどおり維持管理として長寿命化でやっていかれるのか、そこまでの検討がされてるかどうか、お願いします。

○教育長（野口敏雄君）

原田議員の御質問にお答えしたいと思います。

もし、中心市街地での実現ができなかった場合のことでございますが、はっきりとした具

体策でここでお披露目できる段階までは至っておりません。今は体育的な複合施設を想定しておりますが、その中身は今おっしゃったように、すぐ建てかえが必要だと思われるものもあれば、10年から20年後ぐらいに必要であるものもあわせてというようなことでの想定があるんですね。ですから、これが場所が変わってきましたときには、またばらばらに戻して、単体でつくるということもまた考え直さなくちゃいけないと思っています。緊急度に合わせて、これはやっぱり建てかえたほうがいい、あるいは大規模改修したほうがいいとか、これはまだ10年、20年は大丈夫であるというふうなところもあると思います。それから、場所を変えるばかりではなくて、もちろん、今あるところにということも当然出てまいりますので、そうなった場合に、中学校全体の施設設備の絡みの中で複合施設でいくのか、単体でいくのかということもですね、判断をしていかなくちゃいけないと思っていますので、まだ第2、第3の案については御披露できるだけの確定、具体策までには至っていないというのが現状でございます。

○6番（原田 希君）

これまで小、中学校を初め、公共施設の特に教育に関する部分、教育委員会所管になるんですかね——の部分については、ずっと質問をさせていただきました。やっぱり今こういうお願いをしていますからというところで、何か今までのやりとりではそれがだめとなった場合に、じゃ、どうしようみたいな——わかりますかね、ちょっと言っていること。要は、いろんなことを想定してやっぱりやっていかにやいけない中で、何か私の受け取りとしては、これがだめになったらどうしよう、じゃ、こっちでいこうかみたいな、何かその場その場で対応されてきたという印象が物すごくあって、それは小、中学校の大規模改修でも散々言ってきた話ですし、今回はきちっと損耗調査等を経てそういった結論を出されて、今お願いをされてという流れの中で、じゃ、だめだった場合はどうするのと、今質問をさせていただきました。そこもしっかりと今後教育委員会で検討していただきたいし、その辺はしっかりと教育長は考えられているということでした。

また、さっきの質問とちょっと逆なんですけど、これが中心市街地で可能性としていけるじゃないかと、あるよとなった場合に、要は、例えば、今ちょっとお話を聞いている分では武道館、社会体育センター、それからプール、これに移るわけですね。移った後の武道館、社会体育センター、プール、ほかにもあるかもわかりませんが、この跡地の活用については、そこまではまだ協議としてはなっていないかどうか。もう既に、例えば、プールはそのままちょっと改修して中学校専用のプールですよとか、何か武道館はちょっとつぶして駐車場にしましょうとか、いろんなことを考えられると思いますけど、そこまでの段階の話もちょっと考えられてるかどうかですね、そこら辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

原田議員の御質問にお答えしたいと思います。

考えております。そして、議論も進んでおります。ただ、到達しているという段階ではありません。もちろん、これも最終的にはまだ総合教育会議であるとかですね、町長も含めたそういった会議等も含めながら議論を進めていきたいと思っておりますので、考えておりますと言ったのは、私の中で考えている段階でございまして、教育委員会の中で振って、少し系統的な議論までには至っていないんですが、こんなことが考えられますねという段階ではございます。ここを考えていきますと、本当に前提となる中心市街地でもし可能ならばとなりましたら、わくわくするような夢の広がるようなことを私ももっとと言いたいと思いますし、例えば、学校教育にしてもですね、これまでになかったような体育的な取り組みができるんじゃないかとも思っています。距離が遠くなる部分を逆に利用して、いろんな面で子どもたちのさらに充実した教育のあり方であるかと、あるいは地域の方や専門家を巻き込んだ体育スポーツのあり方であるとか、そういったところを追求していけるんじゃないかということ非常にわくわくする未来が待っているんじゃないかと思っています。そういった意味で、非常に期待しているところなんですけれども、これも相手があつてのことですから、万が一だめな場合にはこうしていかなくちゃいけないということでの2番手、3番手もあわせて同時に考えていきたいと思ってるのが現状でございます。

○6番（原田 希君）

考えているということで、ちょっと安心をしたところですよ。実は、これは以前ですね——実はといいますか、鎮西山キャンプ場の話を思い返してみますと、あそこのキャンプ場自体は教育委員会の所管でありました。これが撤去せんといかんとなったときに、じゃ、跡地の活用をどうするんだという話で、いやいや、撤去した後は町でしょう、うちじゃないですよみたいな、どっちが管轄なんだみたいな話で、ちょっと話が進まないような空白の期間といいますか、そこでですね、なかなかうまいこと議会と話がかみ合わない、そういう期間がありましたので、今、教育長のお話聞く限りでは、もし、中心市街地になった場合、よその場所になった場合の跡地については、それが何になるかでまた所管が変わってくるとは思いますけど、そんな感じで、いや、うちじゃないよみたいな話にはならないのかなというところで、その部分に関しては少し安心をしたところでございます。

最後にもう一点だけちょっと質問させていただきますけど、武道館は間違いなく新しく建て直すと、場所は別にしてですね——というところでよろしいでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

建てかえていきたいと、建てかえていってほしいと思っています。私は予算の執行者じゃありませんので、ここで名言することはちょっとできないんですけれども、教育委員会としては建てかえていく方向で進めていただきたいというふうに思っております。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本

日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時58分 散会